

通関士試験 予想問題(第 60 回対応・全 122 問)

目次

通関士試験 予想問題(第 60 回対応・全 122 問)	4
第 1 科目 通関業法(問 1～問 34)	4
問 1 【選択式】 通関業法第 1 条(目的)の規定	4
問 2 【選択式】 通関業法第 2 条(定義)及び第 3 条(通関業の許可)の規定	4
問 3 【選択式】 通関業法第 13 条(通関士の設置)及び第 14 条(通関士の審査等)の規定	5
問 4 【選択式】 通関業法第 11 条の 2(許可の承継)の規定	5
問 5 【選択式】 通関業法第 34 条(通関業者に対する監督処分)及び第 35 条(通関士に対する懲戒処分)の規定	5
問 6 【選択式】 通関業務に該当する事務	5
問 7 【選択式】 通関業法第 7 条に規定する関連業務	5
問 8 【選択式】 通関業務及び通関業の意義	6
問 9 【選択式】 通関業の許可	6
問 10 【選択式】 通関業法第 5 条に規定する許可の基準	6
問 11 【選択式】 欠格事由に該当する者	6
問 12 【選択式】 通関業法第 6 条(欠格事由)	7
問 13 【選択式】 通関業務を行う営業所の新設	7
問 14 【選択式】 通関業の許可が消滅する場合	7
問 15 【選択式】 通関業の許可の消滅及び取消し	7
問 16 【選択式】 変更等の届出を要する場合	8
問 17 【選択式】 通関業法第 13 条に規定する通関士の設置	8
問 18 【選択式】 通関士の審査・記名を要する通関書類	8
問 19 【選択式】 通関業法第 14 条(通関士の審査等)	8
問 20 【選択式】 通関業法第 15 条(更正に関する意見の聴取)及び第 16 条(検査の通知)	9
問 21 【選択式】 通関業者及び通関士の義務	9
問 22 【選択式】 通関業法第 19 条(秘密を守る義務)	9
問 23 【選択式】 通関業法第 22 条(記帳、届出、報告等)	10
問 24 【選択式】 通関業法第 31 条(確認)	10
問 25 【選択式】 通関業法第 32 条(通関士の資格の喪失)	10
問 26 【選択式】 関税法第 79 条に規定する認定通関業者	10
問 27 【択一式】 他人の依頼によってする事務	11
問 28 【択一式】 通関業の許可及び欠格事由	11
問 29 【択一式】 通関業務を行う営業所及び通関士の設置	11
問 30 【択一式】 通関業法第 14 条から第 16 条までの規定	11
問 31 【択一式】 通関業者及び通関士の義務等	12
問 32 【択一式】 通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分	12
問 33 【択一式】 通関業法第 33 条の 2(業務改善命令)等	12
問 34 【択一式】 通関業法の罰則	12
第 2 科目 関税法等(問 35～問 68: 選択式)	13
問 35 【語句選択(穴埋め)】 課税物件の確定時期	13



問 36	【語句選択(穴埋め)】 適用法令	13
問 37	【語句選択(穴埋め)】 納税義務者	13
問 38	【語句選択(穴埋め)】 関税額の確定方式・修正申告・更正の請求	14
問 39	【語句選択(穴埋め)】 法定納期限・延滞税	14
問 40	【語句選択(穴埋め)】 保税地域	14
問 41	【語句選択(穴埋め)】 課税価格の決定の原則	15
問 42	【語句選択(穴埋め)】 特惠関税	15
問 43	【語句選択(穴埋め)】 AEO 制度(特例輸入者・特定輸出者等)	15
問 44	【語句選択(穴埋め)】 外国為替及び外国貿易法・他法令の証明	15
問 45	【五肢複数選択】 課税物件の確定時期	16
問 46	【五肢複数選択】 適用法令	16
問 47	【五肢複数選択】 納税義務者	16
問 48	【五肢複数選択】 修正申告・更正の請求	17
問 49	【五肢複数選択】 更正・決定	17
問 50	【五肢複数選択】 法定納期限・延滞税	17
問 51	【五肢複数選択】 過少申告加算税	17
問 52	【五肢複数選択】 無申告加算税	18
問 53	【五肢複数選択】 輸出通関	18
問 54	【五肢複数選択】 輸入通関(輸入申告項目の追加を含む)	18
問 55	【五肢複数選択】 保税地域(総論)	18
問 56	【五肢複数選択】 保税蔵置場	19
問 57	【五肢複数選択】 保税運送	19
問 58	【五肢複数選択】 課税価格の決定の原則(加算要素)	19
問 59	【五肢複数選択】 現実支払価格と課税価格に算入しない費用	20
問 60	【五肢複数選択】 関税率・減免税(令和 8 年度改正を含む)	20
問 61	【五肢複数選択】 特惠関税・特別特惠関税	20
問 62	【五肢複数選択】 関税法上の輸入・輸出及び外国貨物・内国貨物	20
問 63	【五肢複数選択】 AEO 制度	21
問 64	【五肢複数選択】 不服申立て	21
問 65	【五肢複数選択】 輸出入してはならない貨物	21
問 66	【五肢複数選択】 外国為替及び外国貿易法(第 6 章)	21
問 67	【五肢複数選択】 特殊関税(不当廉売関税・迂回防止・相殺関税)	22
問 68	【五肢複数選択】 還付・還付加算金・税関事務管理人	22
第 2 科目	関税法等(問 69～問 90: 択一式)	22
問 69	【択一式】 関税の課税物件の確定の時期	22
問 70	【択一式】 関税を課する場合に適用される法令	23
問 71	【択一式】 関税の納税義務	23
問 72	【択一式】 修正申告、更正の請求並びに更正及び決定	23
問 73	【択一式】 関税の延滞税	23
問 74	【択一式】 関税の加算税	24
問 75	【択一式】 輸出通関	24
問 76	【択一式】 輸入通関	24
問 77	【択一式】 輸入通関	25
問 78	【択一式】 保税地域	25
問 79	【択一式】 保税地域	25
問 80	【択一式】 関税定率法第 4 条第 1 項に規定する課税価格の決定の原則	25
問 81	【択一式】 課税価格の決定	26



問 82 【択一式】 関税定率法に定める減免税制度	26
問 83 【択一式】 関税の軽減、免除又は払戻し	26
問 84 【択一式】 関税暫定措置法に定める特惠関税制度	27
問 85 【択一式】 保税運送	27
問 86 【択一式】 関税定率法に定める特殊関税制度	27
問 87 【択一式】 外国為替及び外国貿易法第 6 章(外国貿易)等	28
問 88 【択一式】 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(NACCS 法)等	28
問 89 【択一式】 関税法に定める輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物	28
問 90 【択一式】 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA 条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律等	28
第 3 科目 通関実務(問 91～問 94: 申告書作成)	29
問 91 輸出申告書の作成 — キャンプ用品(配点 5 点)	29
問 92 輸出申告書の作成 — ペット用品(配点 5 点)	30
問 93 輸入申告書の作成 — 英国産菓子・食品(配点 15 点)	30
問 94 輸入申告書の作成 — 中国産家電・照明器具(配点 15 点)	31
第 3 科目 通関実務(問 95～問 122: 選択式・択一式・計算式)	32
問 95 【選択式】 関税率表の解釈に関する通則(1)	32
問 96 【選択式】 関税率表の解釈に関する通則(2)	32
問 97 【選択式】 EPA の原産地規則・原産地手続	33
問 98 【選択式】 課税価格の決定の原則	33
問 99 【選択式】 課税価格の加算要素の判断	33
問 100 【選択式】 輸出通関手続	34
問 101 【選択式】 関税の確定・納付	34
問 102 【選択式】 少額輸入貨物の免税・少額輸入貨物に対する簡易税率	34
問 103 【選択式】 貨物の所属(類)の判定(1)	35
問 104 【選択式】 貨物の所属(類)の判定(2)	35
問 105 【択一式】 関税率表の類の知識(1)	35
問 106 【択一式】 関税率表の類の知識(2)	35
問 107 【択一式】 修正申告・更正	35
問 108 【択一式】 延滞税・加算税の制度	35
問 109 【択一式】 保税地域における貨物の取扱い	36
問 110 【択一式】 AEO 制度	36
問 111 【計算式】 課税価格の計算(運賃・保険料)	36
問 112 【計算式】 課税価格の計算(ロイヤルティ)	36
問 113 【計算式】 課税価格の計算(無償提供された物品等)	37
問 114 【計算式】 課税価格の計算(買付手数料・仲介料)	37
問 115 【計算式】 関税額の計算(従価税・端数処理)	37
問 116 【計算式】 関税額の計算(基本税率・暫定税率・協定税率の適用)	37
問 117 【計算式】 関税額の計算(EPA 税率の適用)	38
問 118 【計算式】 過少申告加算税の計算(加重措置を含む)	38
問 119 【計算式】 無申告加算税の計算(期限後特例申告・繰返しに係る加重措置)	38
問 120 【計算式】 延滞税の計算	38
問 121 【計算式】 修正申告に伴い納付すべき関税額の計算	38
問 122 【計算式】 納付すべき関税・消費税・地方消費税の合計額の計算	38



通関士試験 予想問題(第 60 回対応・全 122 問)

第 60 回通関士試験(令和 8 年 10 月 4 日実施、出題法令基準日: 令和 8 年 7 月 1 日)対応の予想問題集。本試験の約 2 倍の分量(通関業法 34 問+関税法等 56 問+通関実務 32 問=全 122 問)。作成方針は『予想問題_着眼点.md』、頻出分類は『関税率表所属チートシート.md』を参照。

科目	本試験(第 60 回公告)	本問題集
通関業法	選択式 13 問+択一式 4 問(45 点)	問 1～問 34
関税法等	選択式 17 問+択一式 11 問(60 点)	問 35～問 90
通関実務	申告書 2 問+選択式 5 問+択一式 3 問+計算式 6 問(45 点)	問 91～問 122

- ・ 解答・解説は別冊『予想問題_解答解説.md』に収録。本冊は問題のみ。
- ・ 作問後、別インスタンスによる検証(条文照合・計算検算・HS 分類の実行関税率表照合)を実施済み(2026-08-09)。

第 1 科目 通関業法(問 1～問 34)

本科目は、第 60 回試験の公告に合わせ、選択式 26 問・択一式 8 問で構成する。

- ・ **選択式(語句選択)**: 文章の空欄(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を、下の選択肢から選りなさい。
- ・ **選択式(複数選択)**: 設問の指示に該当する記述の番号を**すべて**選りなさい。該当するものがない場合には「0」を選りなさい。
- ・ **択一式**: 設問の指示に該当する記述を**一つ**選りなさい。該当するものがない場合には「0」を選りなさい。

出題は、令和 8 年 7 月 1 日現在で施行されている法令(2025 年 6 月 1 日施行の刑法等一部改正法による「拘禁刑」への一本化後の条文を含む)による。

問 1【選択式】通関業法第 1 条(目的)の規定

次の記述は、通関業法第 1 条(目的)の規定に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選り、その番号をマークしなさい。

「この法律は、通関業を営む者についてその業務の(イ)、通関士の(ロ)等必要な事項を定め、その業務の(ハ)な運営を図ることにより、関税の(ニ)その他貨物の通関に関する手続の適正かつ(ホ)な実施を確保することを目的とする。」

【選択肢】 ①賦課徴収 ②健全 ③設置 ④円滑 ⑤規制 ⑥迅速 ⑦育成 ⑧納税申告 ⑨監督 ⑩適正 ⑪資格 ⑫申告納付 ⑬指導 ⑭確実 ⑮効率的

問 2【選択式】通関業法第 2 条(定義)及び第 3 条(通関業の許可)の規定

次の記述は、通関業法第 2 条(定義)及び第 3 条(通関業の許可)の規定に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選り、その番号をマークしなさい。

「通関業務とは、(イ)の依頼によってする通関手続の(ロ)、関税法その他関税に関する法令に基づく不服申立て等の事務及び通関書類の(ハ)に係る事務をいう。通関業とは、(ニ)通関業務を行うことをいい、通関業を営もうとする者は、(ホ)の許可を受けなければならない。」

【選択肢】 ①依頼者 ②代行 ③財務大臣 ④業として ⑤他人 ⑥作成 ⑦税関長 ⑧媒介 ⑨営利を目的として ⑩審査 ⑪代理 ⑫税関官署の長 ⑬保管 ⑭反復継続して ⑮輸出入者



問 3 【選択式】 通関業法第 13 条(通関士の設置)及び第 14 条(通関士の審査等)の規定

次の記述は、通関業法第 13 条(通関士の設置)及び第 14 条(通関士の審査等)の規定に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

「通関業者は、通関業務を(イ)に行うため、その通関業務を行う(ロ)ごとに、政令で定めるところにより、(ハ)を置かなければならない。ただし、当該(ロ)において取り扱う通関業務に係る貨物が一定の種類のみに限られている場合は、この限りでない。また、通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるものについては、(ハ)にその内容を(ニ)させ、かつ、これに(ホ)させなければならない。」

【選択肢】 ①点検 ②営業所 ③記名押印 ④通関士 ⑤迅速 ⑥審査 ⑦事業所 ⑧適正 ⑨署名押印 ⑩専任の通関士 ⑪税関官署 ⑫記名 ⑬確実 ⑭通関業務の従業者 ⑮確認

問 4 【選択式】 通関業法第 11 条の 2(許可の承継)の規定

次の記述は、通関業法第 11 条の 2(許可の承継)の規定に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

「通関業者について相続があったときは、その(イ)(相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の(ロ)により通関業を承継すべき者を選定したときは、その者)は、被相続人の通関業の許可に基づく地位を承継する。この場合において、当該地位を承継した者は、被相続人の死亡後(ハ)以内に、その承継について(ニ)に承認の申請をすることができる。また、通関業者が合併により消滅する場合又は通関業を譲り渡す場合において、(ホ)(ニ)の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は通関業を譲り受けた者は、当該通関業者の許可に基づく地位を承継することができる。」

【選択肢】 ①協議 ②財務大臣 ③60 日 ④清算人 ⑤あらかじめ ⑥相続人 ⑦税関長 ⑧遅滞なく ⑨同意 ⑩90 日 ⑪配偶者 ⑫すみやかに ⑬30 日 ⑭税関官署の長 ⑮決議

問 5 【選択式】 通関業法第 34 条(通関業者に対する監督処分)及び第 35 条(通関士に対する懲戒処分)の規定

次の記述は、通関業法第 34 条(通関業者に対する監督処分)及び第 35 条(通関士に対する懲戒処分)の規定に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

「財務大臣は、通関業者がこれらの規定に定める事由に該当するときは、その通関業者に対し、(イ)以内の期間を定めて通関業務の全部若しくは一部の(ロ)を命じ、又は許可の(ハ)をすることができる。また、財務大臣は、通関士がこれらの規定に定める事由に該当するときは、その通関士に対し、(ニ)し、1 年以内の期間を定めて通関業務に従事することを停止し、又は(ホ)間通関業務に従事することを禁止することができる。」

【選択肢】 ①6 月 ②1 年 ③2 年 ④3 年 ⑤5 年 ⑥停止 ⑦休止 ⑧制限 ⑨取消し ⑩消滅 ⑪戒告 ⑫訓告 ⑬譴責 ⑭罰金 ⑮過料

問 6 【選択式】 通関業務に該当する事務

次に掲げる事務のうち、他人の依頼によってすることを前提とした場合に、通関業法第 2 条に規定する「通関業務」に該当するものはどれか。該当するものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 輸入申告及びこれに関連する関税の納付に関する手続の代理
2. 保税運送の申告の代理
3. 関税法の規定に基づいてされた処分についての再調査の請求の代理
4. 輸入貨物に係る国内運送の手配
5. 輸出申告書の作成

問 7 【選択式】 通関業法第 7 条に規定する関連業務

次の記述は、通関業法第 7 条に規定する関連業務に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。



1. 通関業者は、通関業務のほか、その関連業務として、通関業者の名称を用いて、他人の依頼に応じ、通関業務に先行し、若しくは後続する業務その他通関業務に関連する業務を行うことができる。
2. 関連業務として他人の依頼に応じて税関官署に提出する書類についても、通関士にその内容を審査させ、記名させなければならない。
3. 通関業者は、関連業務であっても、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、これを行うことができない。
4. 保税運送の申告の代理は、通関業務に該当する。
5. 関連業務に関する事項は、通関業法第22条第1項の規定により通関業者が設けるべき帳簿の記載の対象に含まれる。

問8【選択式】 通関業務及び通関業の意義

次の記述は、通関業務及び通関業の意義に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 他人の依頼によることなく、自己の輸入する貨物について自ら行う輸入申告は、通関業務に該当しない。
2. 通関業務を行うことについて対価を受けない場合であっても、他人の依頼により反復継続して通関業務を行うときは「業として」通関業務を行うことに該当し、通関業の許可を要する。
3. 通関業務としての通関書類の作成には、その作成に代えて電磁的記録を作成する場合が含まれる。
4. 電子情報処理組織(NACCS)を使用して行う輸入申告の代理は、通関業務に該当しない。
5. 関税法第32条の規定に基づく見本の一時持出しの許可の申請は、通関業務に該当する。

問9【選択式】 通関業の許可

次の記述は、通関業の許可に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 通関業の許可は財務大臣が行うものとされており、財務大臣は、通関業の許可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
2. 通関業の許可には、取り扱う通関業務に係る貨物の種類を限定する条件を付することができる。
3. 通関業の許可を受けた者は、その許可の申請の際に通関業務を行う営業所の所在地を管轄する税関の管轄区域内においてのみ、通関業務を行うことができる。
4. 通関業以外の事業を営んでいる者は、通関業の許可を受けることができない。
5. 通関業の許可に付された許可の期限については、その更新を受けることができる。

問10【選択式】 通関業法第5条に規定する許可の基準

次の記述は、通関業法第5条に規定する許可の基準に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 財務大臣は、通関業の許可をしようとするときは、その申請が許可の基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
2. 許可申請に係る通関業の経営の基礎が確実であることは、許可の基準の一つとされている。
3. 許可申請に係る営業所の所在地における通関業務の需要及び供給の状況に照らし通関業務の量が十分に見込まれることは、許可の基準の一つとされている。
4. 許可申請者がその人的構成に照らしてその行おうとする通関業務を適正に遂行することができる能力及び十分な社会的信用を有することは、許可の基準の一つとされている。
5. 許可申請に係る通関業を営む営業所について、通関業法第13条の通関士の設置の要件を備えることとなっていることは、許可の基準の一つとされている。

問11【選択式】 欠格事由に該当する者

次に掲げる者のうち、通関業法第6条(欠格事由)の規定により通関業の許可を受けることができない者に該当するものはどれか。該当するものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。



1. 関税法第 111 条(許可を受けないで輸出入する等の罪)の規定に該当する違反行為をして罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から 2 年を経過した者
2. 刑法第 208 条(暴行)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から 2 年を経過した者
3. 道路交通法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から 1 年を経過した者
4. 拘禁刑 1 年(執行猶予 3 年)の刑に処せられ、その執行猶予の期間を経過した者
5. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

問 12【選択式】 通関業法第 6 条(欠格事由)

次の記述は、通関業法第 6 条(欠格事由)に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられた者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができない。
2. 刑法等の一部を改正する法律(2025 年 6 月 1 日施行)により懲役及び禁錮が拘禁刑に一本化された後も、通関業法第 6 条は「禁錮以上の刑に処せられた者」と規定している。
3. 通関業法の規定に違反する行為をして罰金の刑に処せられた者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができない。
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に規定する暴力団員でなくなった日から 3 年を経過した者は、通関業の許可を受けることができる。
5. 法人であって、その役員のうちに通関業法第 6 条に規定する欠格事由に該当する者があるものは、通関業の許可を受けることができない。

問 13【選択式】 通関業務を行う営業所の新設

次の記述は、通関業務を行う営業所の新設に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとするときは、財務大臣の許可を受けなければならない。
2. 営業所の新設の許可に際しては、その通関業者の通関業の経営の基礎が確実であることについて、改めて審査が行われる。
3. 営業所の新設の許可に係る審査は、新たに設けようとする営業所について通関業法第 13 条の通関士の設置の要件を備えることとなっているかどうかについて行われる。
4. 認定通関業者である通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合には、財務大臣に届け出るにより、その営業所の新設に係る許可を受けたものとみなされる。
5. 認定通関業者が届出により新設した営業所については、通関業法第 13 条の通関士の設置に関する規定は適用されない。

問 14【選択式】 通関業の許可が消滅する場合

次に掲げる場合のうち、通関業法第 10 条の規定により通関業の許可が消滅する場合に該当するものはどれか。該当するものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 通関業者が通関業を廃止したとき
2. 法人である通関業者が合併以外の事由により解散したとき
3. 通関業者が破産手続開始の決定を受けたとき
4. 通関業者が偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したとき
5. 通関業者が通関業法第 6 条に規定する欠格事由に該当するに至ったとき

問 15【選択式】 通関業の許可の消滅及び取消し

次の記述は、通関業の許可の消滅及び取消しに関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。



1. 通関業の許可が消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該手続については、当該許可を受けていた者又はその承継人が引き続き通関業の許可を受けているものとみなされる。
2. 財務大臣は、通関業の許可が消滅したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
3. 通関業者が死亡した場合には、通関業の許可は当然に消滅し、相続人がその許可に基づく地位を承継する余地はない。
4. 財務大臣は、通関業者が偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したときは、その許可を取り消すことができる。
5. 通関業者が関税法の規定に違反して通告処分を受けたときは、通関業の許可は当然に消滅する。

問 16 【選択式】 変更等の届出を要する場合

次に掲げる場合のうち、通関業者が通関業法第 12 条(変更等の届出)の規定により財務大臣に届け出なければならない場合に該当するものはどれか。該当するものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 法人である通関業者がその名称を変更したとき
2. 法人である通関業者の役員に変更があったとき
3. 法人である通関業者の役員が通関業法第 6 条に規定する欠格事由に該当するに至ったとき
4. 通関業務に従事する通関士その他の従業者に異動があったとき
5. 通関業務の料金の額を変更したとき

問 17 【選択式】 通関業法第 13 条に規定する通関士の設置

次の記述は、通関業法第 13 条に規定する通関士の設置に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 通関業者は、通関業務を適正に行うため、その通関業務を行う営業所ごとに、政令で定めるところにより、通関士を置かなければならない。
2. 営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が一定の種類のみに限られている場合には、当該営業所に通関士を置くことを要しない。
3. 通関業の許可後に営業所の通関士の設置の要件を欠くに至った場合には、その時点で通関業の許可は当然に消滅する。
4. 通関士を置くことを要しない営業所を通じて税関官署に提出される通関書類については、通関士による審査及び記名を要しない。
5. 通関士試験に合格した者をその営業所の通関業務に従事させていれば、財務大臣の確認を受けていなくても、通関士を置いているものとされる。

問 18 【選択式】 通関士の審査・記名を要する通関書類

次に掲げる書類のうち、通関業法第 14 条の規定により通関業者が通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名させなければならない通関書類に該当するものはどれか。該当するものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 輸入申告書
2. 特例申告書
3. 関税法第 7 条の 15 の規定による更正の請求に係る更正請求書
4. 保税運送の申告書
5. 関税法第 32 条の規定に基づく見本の一時持出しの許可の申請書

問 19 【選択式】 通関業法第 14 条(通関士の審査等)

次の記述は、通関業法第 14 条(通関士の審査等)に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。



1. 通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるものについては、通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名させなければならない。
2. 通関士は、審査した通関書類に記名するとともに、押印しなければならない。
3. 通関士の審査及び記名を欠いて行われた輸入申告であっても、その申告自体の効力が否定されるものではない。
4. 通関士の審査の対象となる通関書類には、関税法その他関税に関する法令に基づく不服申立てに係る不服申立書が含まれる。
5. 通関士の審査の対象となる通関書類に、輸出申告書は含まれない。

問 20 【選択式】 通関業法第 15 条(更正に関する意見の聴取)及び第 16 条(検査の通知)

次の記述は、通関業法第 15 条(更正に関する意見の聴取)及び第 16 条(検査の通知)に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 税関長は、通関業者の行った納税申告について、納付すべき関税の額を増額する更正をすべき場合には、原則として、当該通関業者に対し、その相違に関し意見を述べる機会を与えなければならない。
2. 納付すべき関税の額を増額する更正が、計算又は転記の誤りその他これに類する客観的に明らかな誤りに基因して行われる場合には、通関業者に対する意見を述べる機会の付与を要しない。
3. 税関長は、納付すべき関税の額を減額する更正をすべき場合にも、通関業者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。
4. 税関長は、通関業者の行う通関手続に関し、税関の貨物の検査で政令で定めるものを行うときは、輸入者に直接通知すれば足り、当該通関業者への通知を要しない。
5. 検査の通知は、通関業者又はその従業者を当該検査に立ち合わせるために行われるものである。

問 21 【選択式】 通関業者及び通関士の義務

次の記述は、通関業者及び通関士の義務に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 通関業者は、その名義を他人に通関業のため使用させてはならない。
2. 通関士は、その名義を他人に通関業務のため使用させてはならない。
3. 通関業者の名義貸しについては罰則が設けられているが、通関士の名義貸しについては罰則は設けられていない。
4. 通関業者(法人である場合には、その役員)及び通関士その他の通関業務の従業者は、通関業者又は通関士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。
5. 信用失墜行為の禁止に違反した場合について直接の罰則は設けられていないが、その違反は監督処分又は懲戒処分の対象となり得る。

問 22 【選択式】 通関業法第 19 条(秘密を守る義務)

次の記述は、通関業法第 19 条(秘密を守る義務)に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 通関業者(法人である場合には、その役員)及び通関士その他の通関業務の従業者は、正当な理由がなく、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。
2. 通関業者若しくはその役員又は通関士その他の通関業務の従業者でなくなった後は、通関業務に関して知り得た秘密を守る義務を負わない。
3. 法令に基づく税関職員の調査に応じて通関業務に関して知り得た事項を答弁することは、「正当な理由」がある場合に当たる。
4. 秘密を守る義務に違反した者に対しては、罰則が設けられている。
5. 秘密を守る義務の違反の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。



問 23 【選択式】 通関業法第 22 条(記帳、届出、報告等)

次の記述は、通関業法第 22 条(記帳、届出、報告等)に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 通関業者は、通関業務(関連業務を含む。)に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載しなければならない。
2. 通関業者が設けるべき帳簿及び保存すべき書類の保存期間は、原則として、帳簿にあってはその閉鎖の日後 3 年間、書類にあってはその作成の日後 3 年間である。
3. 通関業者は、通関業務に従事させる通関士その他の通関業務の従業者の氏名及びその異動を財務大臣に届け出なければならない。
4. 通関業務及び関連業務の取扱件数並びにこれらについて受けた料金の額を記載した報告書は、財務大臣の求めがあった場合に限り提出すれば足りる。
5. 定期報告書には、通関業務に関する事項のみを記載すればよく、関連業務に関する事項を記載することを要しない。

問 24 【選択式】 通関業法第 31 条(確認)

次の記述は、通関業法第 31 条(確認)に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとするときは、その者の氏名等を財務大臣に届け出て、その確認を受けなければならない。
2. 確認を受けて通関士となった者が、他の通関業者の通関業務に通関士として従事しようとするときは、当該他の通関業者が改めて財務大臣に届け出て、その確認を受ける必要がある。
3. 通関士試験に合格した者は、財務大臣の確認を受けていなくても、通関士という名称を用いることができる。
4. 通関士に対する懲戒処分により通関業務に従事することを禁止された者であって、その禁止の期間を経過しないものについては、確認を受けて通関士となることができない。
5. 通関士試験の合格の効力は、合格後 3 年以内に財務大臣の確認を受けないときは、失われる。

問 25 【選択式】 通関業法第 32 条(通関士の資格の喪失)

次の記述は、通関業法第 32 条(通関士の資格の喪失)に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 通関士が、通関士として通関業務に従事しないこととなったときは、通関士の資格を喪失する。
2. 通関士の資格を喪失した者であっても、通関士試験の合格の効力は失われないため、改めて財務大臣の確認を受ければ、再び通関士となることができる。
3. 通関士が懲戒処分として戒告を受けたときは、通関士の資格を喪失する。
4. 通関士が拘禁刑に処せられたときは、通関業法第 6 条の欠格事由に該当することとなるため、通関士の資格を喪失する。
5. 通関士の資格を喪失した者は、その喪失の日から 2 年間、通関士試験を受験することができない。

問 26 【選択式】 関税法第 79 条に規定する認定通関業者

次の記述は、関税法第 79 条に規定する認定通関業者に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。正しいものをすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、該当するものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 認定通関業者の認定は、税関長が行う。
2. 通関業の許可を受けていない者であっても、認定通関業者の認定を受けることができる。
3. 認定通関業者は、通関業務を行う営業所の新設について、財務大臣に届け出ることにより行うことができる。
4. 特例委託輸入者は、認定通関業者に輸入に係る通関手続を委託することにより、輸入申告と納税申告を分離する特例(特例申告)を利用することができる。
5. 認定通関業者の認定は、3 年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う。



問 27【択一式】 他人の依頼によってする事務

次の記述は、他人の依頼によってする事務に関するものであるが、通関業法第2条に規定する通関業務に**該当しないもの**はどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、該当しないものがない場合には「0」をマークしなさい。

1. 輸出申告の代理
2. 関税法その他関税に関する法令の規定に基づいてされた処分についての審査請求の代理
3. 通関手続につき税関官署に対してする主張又は陳述の代行
4. 輸入申告書の作成
5. 輸入貨物に係る保税蔵置場への搬入の手配

問 28【択一式】 通関業の許可及び欠格事由

次の記述は、通関業の許可及び欠格事由に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には「0」をマークしなさい。

1. 通関業の許可は、通関業務を行う営業所の所在地を管轄する税関長が行う。
2. 拘禁刑1年(執行猶予2年)の刑に処せられ、その執行猶予の期間中にある者は、通関業の許可を受けることができる。
3. 関税法第111条の規定に該当する違反行為をして通告処分を受けた者であって、その通告の旨を履行した日から2年を経過しないものは、通関業の許可を受けることができない。
4. 破産手続開始の決定を受けた者は、復権を得た場合であっても、復権の日から3年を経過しなければ通関業の許可を受けることができない。
5. 公務員で懲戒免職の処分を受けた者は、その処分を受けた日から5年を経過しなければ通関業の許可を受けることができない。

問 29【択一式】 通関業務を行う営業所及び通関士の設置

次の記述は、通関業務を行う営業所及び通関士の設置に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には「0」をマークしなさい。

1. 通関業者が通関業務を行う営業所を新たに設けようとするときは、その営業所の所在地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。
2. 営業所の新設の許可に際しては、通関業の経営の基礎が確実であるかどうかについて審査が行われる。
3. 認定通関業者が届出により営業所を新設する場合には、当該営業所について通関士の設置の要件を備えることを要しない。
4. 通関士を置くことを要しない営業所においては、通関業務を行うことができない。
5. 営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が一定の種類のみに限られている場合には、当該営業所に通関士を置くことを要しない。

問 30【択一式】 通関業法第14条から第16条までの規定

次の記述は、通関業法第14条から第16条までの規定に関するものであるが、その記述が**誤っているもの**はどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には「0」をマークしなさい。

1. 関税法第7条の14の規定による修正申告に係る書面は、通関士の審査及び記名の対象となる通関書類に含まれる。
2. 更正請求書は、通関士の審査及び記名の対象となる通関書類に含まれる。
3. 税関長は、通関業者の行った納税申告について納付すべき関税の額を増額する更正をすべき場合(客観的に明らかな誤りに基因する場合を除く。)には、当該通関業者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。
4. 税関長は、通関業者の行う通関手続に関し、税関の貨物の検査で政令で定めるものを行うときは、当該通関業者にその旨を通知しなければならない。
5. 税関長は、通関業者の行った納税申告について納付すべき関税の額を減額する更正をすべき場合には、当該通関業者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。



問 31 【択一式】 通関業者及び通関士の義務等

次の記述は、通関業者及び通関士の義務等に関するものであるが、その記述が**誤っているもの**はどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には「0」をマークしなさい。

1. 通関業者は、その名義を他人に通関業のため使用させてはならない。
2. 通関業務に関して知り得た秘密を守る義務は、通関業者若しくはその役員又は通関士その他の通関業務の従業者でなくなった後においても課される。
3. 信用失墜行為の禁止の規定は、通関業者が法人である場合には、その役員にも適用される。
4. 通関業者が設けるべき帳簿には、通関業務(関連業務を含む。)の収入に関する事項を記載しなければならない。
5. 通関士でない者は、通関士という名称を使用してはならない。

問 32 【択一式】 通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分

次の記述は、通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には「0」をマークしなさい。

1. 通関業者に対する監督処分として命ずることができる通関業務の停止の期間は、2 年以内である。
2. 通関士に対する懲戒処分は、戒告、1 年以内の期間を定めてする通関業務に従事することの停止又は 2 年間の通関業務に従事することの禁止である。
3. 財務大臣は、通関業者に対する監督処分をしようとするときは、審査委員の意見を聴くことを要しない。
4. 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分をしたときは、その旨を公告することを要しない。
5. 通関士に対する懲戒処分は、戒告及び通関業務に従事することの停止に限られ、通関業務に従事することの禁止をすることはできない。

問 33 【択一式】 通関業法第 33 条の 2(業務改善命令)等

次の記述は、通関業法第 33 条の 2(業務改善命令)等に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には「0」をマークしなさい。

1. 業務改善命令は、通関業者に対する監督処分に付随してのみ発することができる。
2. 財務大臣は、通関業の適正な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、通関業者に対し、その業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
3. 業務改善命令は、通関業者が通関業法の規定に違反した場合に限り、発することができる。
4. 通関業者に監督処分の事由に該当する事実があると認めた者は、その通関業者と利害関係を有する場合に限り、財務大臣に対しその事実を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
5. 通関業者が業務改善命令に違反したときは、通関業の許可は当然に消滅する。

問 34 【択一式】 通関業法の罰則

次の記述は、通関業法の罰則に関するものであるが、その記述が正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には「0」をマークしなさい。

1. 通関業の許可を受けないで通関業を営んだ者に対する罰則は、設けられていない。
2. 通関業務に関して知り得た秘密を漏らした罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
3. 通関業者又は通関士の信用又は品位を害するような行為をした者に対しては、罰則が設けられている。
4. 通関業者がその名義を他人に通関業のため使用させた罪については、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金が定められている。
5. 通関業法の罰則には、行為者を罰するほか、その法人等に対して罰金刑を科するいわゆる両罰規定は設けられていない。



第2科目 関税法等(問 35～問 68: 選択式)

本パートは、第60回通関士試験「関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法(第6章に係る部分に限る)」の選択式問題の予想問題である。出題の根拠法令は、本試験の公告に合わせ**令和8年7月1日現在で施行されているもの**による。

- ・ 問 35～問 44: 語句選択(穴埋め)形式 — 文章中の(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を、下の選択肢(①～⑮)から選ぶ。
- ・ 問 45～問 68: 五肢複数選択形式 — 五つの記述のうち「正しいもの」又は「誤っているもの」に該当するものを**すべて**選ぶ。

問 35 【語句選択(穴埋め)】 課税物件の確定時期

次の記述は、関税法第4条に規定する課税物件の確定の時期に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選びなさい。

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、原則として当該貨物の(イ)の時における現況による。ただし、保税蔵置場に置くことの承認を受けて置かれた外国貨物(輸入申告がされた後に当該承認を受けたものを除く。)については当該(ロ)の時、保税運送の承認を受けて運送された外国貨物であって指定された運送の期間内に運送先に到着しないもの(関税法第63条の2第1項の規定による特定保税運送に係るもの並びに災害その他やむを得ない事情により亡失した場合及びあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除く。)については当該運送が(ハ)された時、賦課課税方式が適用される郵便物については日本郵便株式会社から税関長への(ニ)がされた時、収容された外国貨物で公売に付されるものについては(ホ)の時における現況による。

選択肢 ①輸入の許可 ②輸入申告 ③保税地域への搬入 ④承認 ⑤運送先への到着 ⑥交付 ⑦蔵入れの承認 ⑧収容 ⑨公売 ⑩亡失 ⑪検査 ⑫提示 ⑬滅却 ⑭輸入の許可前における貨物の引取りの承認 ⑮蔵出し

問 36 【語句選択(穴埋め)】 適用法令

次の記述は、関税法第5条に規定する適用法令に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選びなさい。

関税を課する場合に適用する法令は、原則として(イ)の日において適用される法令による。ただし、輸入申告がされた後輸入の許可がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があった貨物(輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物を除く。)については(ロ)の日において適用される法令により、輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物であって当該承認の後に法令の改正があったものについては当該(ハ)の日において適用される法令による。なお、保税蔵置場に置くことの承認を受けた外国貨物については、課税物件の確定時期は当該承認の時であるが、適用法令は原則どおり(イ)の日のものによる。また、保税運送の承認を受けて運送された外国貨物で運送先に到着しないもの(関税法第63条の2第1項の規定による特定保税運送に係るものを除く。)については当該(ニ)の日、賦課課税方式が適用される郵便物については日本郵便株式会社から税関長への(ホ)がされた日において適用される法令による。

選択肢 ①輸入の許可 ②納税申告 ③保税運送の承認 ④到着 ⑤蔵入れの承認 ⑥輸入申告 ⑦搬入 ⑧更正 ⑨決定 ⑩交付 ⑪承認 ⑫公売 ⑬提示 ⑭検査 ⑮亡失

問 37 【語句選択(穴埋め)】 納税義務者

次の記述は、関税の納税義務者に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選びなさい。

関税は、この法律又は条約に特別の規定がある場合を除くほか、原則として(イ)が、これを納める義務がある。保税蔵置場にある外国貨物が亡失した場合(災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除く。)には(ロ)から直ちにその関税を徴収し、保税運送の承認を受けて運送された外国貨物が指定された運送の期間内に運送先に到着しない場合には(ハ)から直ちにその関税を徴収する。賦課課税方式が



適用される郵便物に係る関税は、その(ニ)が納める義務がある。また、外国貨物が輸入される前に本邦において消費され又は使用されたとき(税関職員がその権限に基づき採取した見本を使用する場合等を除く。)(ホ)が当該貨物を輸入するものとみなされる。

選択肢 ①貨物の所有者 ②保税運送の承認を受けた者 ③運送人 ④貨物の荷主 ⑤貨物を輸入する者 ⑥差出人 ⑦その消費又は使用をした者 ⑧日本郵便株式会社 ⑨保税蔵置場の許可を受けた者 ⑩通関業者 ⑪税関事務管理人 ⑫貨物の仕出人 ⑬名宛人 ⑭船長又は機長 ⑮輸出者

問 38 【語句選択(穴埋め)】 関税額の確定方式・修正申告・更正の請求

次の記述は、関税額の確定に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選びなさい。

関税額の確定については、納税義務者のする申告により確定することを原則とする申告納税方式と、専ら税関長の処分により確定する(イ)とがある。納税申告をした者は、当該申告に係る税額に不足額がある場合には、税関長の(ロ)があるまでは、修正申告をすることができる。また、納税申告をした者は、当該申告に係る税額が過大である場合には、当該申告に係る貨物の輸入の許可があるまで、又は当該許可の日から(ハ)以内に限り、(ニ)に対して更正をすべき旨の請求をすることができる。納税申告が必要とされている貨物について、その輸入の時までに納税申告がない場合には、税関長は、その調査により、当該貨物に係る税額等を(ホ)する。

選択肢 ①申告納税方式 ②修正申告 ③5年 ④1年 ⑤更正の請求 ⑥税関長 ⑦3年 ⑧賦課課税方式 ⑨7年 ⑩財務大臣 ⑪再調査の請求 ⑫更正 ⑬税関職員 ⑭決定 ⑮輸入の許可

問 39 【語句選択(穴埋め)】 法定納期限・延滞税

次の記述は、関税の法定納期限及び延滞税に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選びなさい。

関税の延滞税の起算日の基準となる法定納期限は、原則として当該貨物の(イ)の日である。納税義務者が法定納期限までに関税を完納しない場合には、法定納期限の(ロ)から当該関税を完納する日までの日数に応じ、未納に係る関税額に年(ハ)%(納期限の(ロ)から(ニ)を経過する日の翌日以後は年14.6%)の割合を乗じて計算した額の延滞税を、併せて納付しなければならない(各年の特例基準割合による軽減の特例がある。)。なお、特例申告貨物につき特例申告書を提出期限内に提出した場合の関税の法定納期限は、その提出期限、すなわち当該貨物の輸入の許可の日の属する月の(ホ)である。

選択肢 ①輸入申告 ②翌月末日 ③当日 ④翌日 ⑤14.6 ⑥7.3 ⑦2.4 ⑧1月 ⑨3月 ⑩輸入の許可 ⑪翌月10日 ⑫当月末日 ⑬2月 ⑭納税告知 ⑮本邦への到着

問 40 【語句選択(穴埋め)】 保税地域

次の記述は、保税地域に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選びなさい。

保税地域には、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び(イ)の5種類がある。指定保税地域は、国、地方公共団体又は港湾施設等の建設若しくは管理を行う法人が所有し又は管理する土地又は建設物その他の施設について(ロ)が指定するものであり、当該指定保税地域に入れた日から(ハ)を経過した外国貨物は収容されることがある。保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、原則として当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から(ニ)であり、保税蔵置場の許可の期間は(ホ)を超えることができない。

選択肢 ①特定保税地域 ②財務大臣 ③税関長 ④経済産業大臣 ⑤10年 ⑥自由貿易地域 ⑦総合保税地域 ⑧3月 ⑨1月 ⑩6月 ⑪1年 ⑫3年 ⑬5年 ⑭2年 ⑮8年



問 41 【語句選択(穴埋め)】 課税価格の決定の原則

次の記述は、関税定率法第4条に規定する課税価格の決定の原則に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選びなさい。

輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物に係る(イ)がされた場合において、特別な事情がないときは、当該(イ)に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格((ロ))に、その含まれていない限度において、当該輸入貨物が輸入港に(ハ)するまでの運送に要する運賃、保険料その他運送関連費用、買手により負担される仲介料その他の手数料((ニ)を除く。)及び容器・包装の費用、買手により無償で又は値引きをして提供された物品又は役務のうち一定のものに要する費用、当該輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価で当該(イ)の(ホ)として買手により支払われるもの、並びに買手による当該輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているものの額を加えた価格(取引価格)とする。

選択肢 ①委託販売 ②国内販売価格 ③輸入取引 ④販売手数料 ⑤買付手数料 ⑥出港 ⑦対価 ⑧現実支払価格 ⑨製造原価 ⑩条件 ⑪輸出申告 ⑫到着 ⑬取引価格 ⑭無償提供 ⑮輸入申告

問 42 【語句選択(穴埋め)】 特惠関税

次の記述は、特惠関税制度に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選びなさい。

関税暫定措置法第8条の2に規定する特惠関税は、(イ)であって、関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち、当該便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国・地域(特惠受益国等)を原産地とする物品について適用される。このうち(ロ)(いわゆる後発開発途上国)を原産地とする物品については、原則として関税は無税とされる。特惠関税の適用を受けようとする場合には原則として特惠原産地証明書の提出が必要であるが、その有効期間は原則としてその発給の日から(ハ)であり、課税価格の総額が(ニ)以下の物品等については提出を要しない。また、令和7年度関税改正により、(ロ)でなくなった国の原産品に対する経過措置(引き続き特別特惠の便益を受けられる期間)は、卒業後(ホ)以内に延長された。

選択肢 ①経済協力開発機構加盟国 ②1年 ③6月 ④2年 ⑤5年 ⑥経済が開発の途上にある国 ⑦特定原産地証明国 ⑧10万円 ⑨20万円 ⑩30万円 ⑪特別特惠受益国 ⑫100万円 ⑬3年 ⑭最恵国 ⑮締約国

問 43 【語句選択(穴埋め)】 AEO 制度(特例輸入者・特定輸出者等)

次の記述は、輸出入通関の特例(AEO 制度)に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選びなさい。

あらかじめいずれかの(イ)の承認を受けた輸入者(特例輸入者)は、輸入申告と納税に関する申告を分離して行うことができ、この場合の納税に関する申告((ロ))は、特例申告書を、当該貨物の輸入の許可の日の属する月の(ハ)までに、当該許可をした税関長に提出して行う。また、あらかじめいずれかの(イ)の承認を受けた輸出者(特定輸出者)は、貨物を(ニ)に入れることなく輸出申告をし、輸出の許可を受けることができる。なお、認定通関業者に通関業務を委託することにより、(イ)の承認を受けることなく(ロ)を行うことができる輸入者を(ホ)という。

選択肢 ①財務大臣 ②保税地域等 ③予備申告 ④特例申告 ⑤修正申告 ⑥指定地外 ⑦特例委託輸入者 ⑧特定委託輸出者 ⑨税関長 ⑩認定製造者 ⑪特定保税運送者 ⑫翌月末日 ⑬翌月10日 ⑭当月末日 ⑮通関士

問 44 【語句選択(穴埋め)】 外国為替及び外国貿易法・他法令の証明

次の記述は、外国為替及び外国貿易法第48条・第52条及び関税法第70条に関するものであるが、(イ)～(ホ)に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選びなさい。

外国為替及び外国貿易法第48条第1項は、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、(イ)の(ロ)を受けなければならないと規定している。また、同法第52条は、外国貿易及び国民経済の健全な発展を図る必要があるときは、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の(ハ)を受ける義務を課せられることがあると規定している。これらの(ロ)・(ハ)等を必要とする貨物を輸出し又は輸入しようとする者は、



関税法第 70 条の規定により、輸出申告又は輸入申告の際に当該(ロ)・(ハ)等を受けている旨を税関に(ニ)しなければならず、また、法令の規定により検査又は条件の具備を必要とする貨物については、検査その他申告に係る審査の際にその旨を税関に証明し、その(ホ)を受けなければ、輸出又は輸入の許可がされない。

選択肢 ①財務大臣 ②承認 ③外務大臣 ④経済産業大臣 ⑤届出 ⑥確認 ⑦登録 ⑧認定 ⑨許可 ⑩免許 ⑪検査 ⑫証明 ⑬通知 ⑭報告 ⑮同意

問 45 【五肢複数選択】 課税物件の確定時期

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 保税工場における保税作業による製品である外国貨物に課される関税の課税物件は、当該保税作業に使用された外国貨物を当該保税工場に置くこと(移入れ)が承認された時の現況により確定する。
 2. 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた外国貨物に課される関税の課税物件は、当該承認の時の現況により確定する。
 3. 保税運送の承認を受けて運送された外国貨物が、災害その他やむを得ない事情により運送中に亡失した場合には、当該貨物の発送の時の現況により関税が課される。
 4. 賦課課税方式が適用される郵便物に課される関税の課税物件は、日本郵便株式会社から税関長への提示がされた時の現況により確定する。
 5. 収容された外国貨物で公売に付されるものに課される関税の課税物件は、公売の時の現況により確定する。
-

問 46 【五肢複数選択】 適用法令

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 関税を課する場合に適用する法令は、原則として輸入申告の日において適用される法令による。
 2. 保税蔵置場に置くことの承認を受けた外国貨物について、当該承認の後に関税率の改正があり、その改正後に輸入申告がされた場合には、当該承認の日において適用される法令による。
 3. 輸入申告がされた後、輸入の許可がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があった場合(輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物を除く。)には、当該許可の日において適用される法令による。
 4. 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物について、当該承認の後、輸入の許可前に法令の改正があった場合には、当該許可の日において適用される法令による。
 5. 保税運送の承認を受けて運送された外国貨物(関税法第 63 条の 2 第 1 項の規定による特定保税運送に係るものを除く。)が指定された運送の期間内に運送先に到着しないため関税を徴収する場合には、当該運送の承認の日において適用される法令による。
-

問 47 【五肢複数選択】 納税義務者

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 関税は、この法律又は条約に特別の規定がある場合を除くほか、貨物を輸入する者が、これを納める義務がある。
 2. 保税蔵置場にある外国貨物が亡失した場合(災害その他やむを得ない事情による場合等を除く。)には、当該貨物の所有者から直ちにその関税を徴収する。
 3. 保税運送の承認を受けて運送された外国貨物が指定された運送の期間内に運送先に到着しない場合には、当該承認を受けた者から直ちにその関税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合等はこの限りでない。
 4. 賦課課税方式が適用される郵便物に係る関税は、日本郵便株式会社が納める義務がある。
 5. 外国貨物が輸入される前に本邦において消費された場合(税関職員がその権限に基づき採取した見本を使用する場合等を除く。)には、その消費をした者が当該貨物を輸入するものとみなされる。
-



問 48【五肢複数選択】 修正申告・更正の請求

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 納税申告をした者は、当該申告により納付すべき税額に不足額があるときは、税関長の更正があるまでは、修正申告をすることができる。
 2. 修正申告をした者は、当該修正申告により納付すべき関税を、当該修正申告をした日までに納付しなければならない。
 3. 更正の請求は、当該納税申告に係る貨物の輸入の許可前においてもすることができる。
 4. 更正の請求は、当該納税申告に係る貨物の輸入の許可の日から3年以内に限り、することができる。
 5. 更正の請求があった場合には、税関長は、その請求のとおり更正をしなければならない。
-

問 49【五肢複数選択】 更正・決定

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 税関長は、納税申告に係る税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告に係る税額等を更正することができる。
 2. 税関長は、納税申告が必要とされている貨物についてその輸入の時(特例申告貨物についてはその提出期限)までに当該申告がないときは、その調査により、当該貨物に係る税額等を決定する。
 3. 更正又は決定は、原則として法定納期限等から5年を経過した日以後においてはすることができないが、偽りその他不正の行為により関税を免れた場合等には7年を経過する日まですることができる。
 4. 納付すべき税額を減少させる更正は、納税義務者からの更正の請求がなければすることができない。
 5. 過少申告加算税は、賦課課税方式が適用される郵便物に係る関税についても課される。
-

問 50【五肢複数選択】 法定納期限・延滞税

次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 延滞税は、法定納期限の翌日から当該関税を完納する日までの日数に応じて計算される。
 2. 特例申告貨物につき提出期限内に特例申告書を提出した場合の関税の法定納期限は、当該特例申告書の提出期限である。
 3. 延滞税の割合は、原則として年7.3%であるが、法定納期限の翌日から2月を経過する日の翌日以後は年14.6%となる。
 4. 延滞税は、税関長による督促があった場合に限り課される。
 5. 修正申告により納付すべき関税に係る延滞税も、原則として法定納期限(原則として輸入の許可の日)の翌日から計算される。
-

問 51【五肢複数選択】 過少申告加算税

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 修正申告又は更正がされた場合には、原則として、その修正申告又は更正により納付すべき税額に100分の10を乗じて計算した額の過少申告加算税が課される。
 2. 修正申告又は更正により納付すべき税額が、当初の納税申告に係る税額に相当する額と50万円とのいずれか多い額を超えるときは、その超える部分に相当する税額に100分の5を乗じて計算した額が加算される。
 3. 修正申告が、更正があるべきことを予知してされたものでなく、かつ、その申告に係る関税についての調査通知がある前に行われたものであるときは、過少申告加算税は課されない。
 4. 納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに正当な理由があると認められるものがある場合であっても、その部分について過少申告加算税は課される。
 5. 課税標準等の隠蔽又は仮装があった場合には、過少申告加算税に代えて、納付すべき税額に100分の40を乗じて計算した額の重加算税が課される。
-



問 52【五肢複数選択】 無申告加算税

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 期限後特例申告書の提出又は決定があった場合には、原則として、これらにより納付すべき税額に100分の15を乗じて計算した額の無申告加算税が課される。
 2. 無申告加算税が課される場合において、納付すべき税額が50万円を超えるときは、その50万円を超える部分(300万円以下の部分に限る。)に相当する税額に100分の5を、300万円を超えるときは、その300万円を超える部分に相当する税額に100分の15を乗じて計算した額が、それぞれ加算される。
 3. 期限後特例申告書の提出が、決定があるべきことを予知してされたものでなく、かつ、調査通知がある前に自主的に行われたものであるときは、無申告加算税は課されない。
 4. 期限内に特例申告書を提出しなかったことについて正当な理由があると認められる場合には、無申告加算税は課されない。
 5. 課税標準等の隠蔽又は仮装があった場合には、無申告加算税に代えて、納付すべき税額に100分の35を乗じて計算した額の重加算税が課される。
-

問 53【五肢複数選択】 輸出通関

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 輸出申告は、その申告に係る貨物を保税地域等に入れる前においてもすることができる。
 2. 輸出申告の際に申告すべき貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(FOB 価格)に運賃及び保険料を加算した価格である。
 3. 特定輸出者は、輸出しようとする貨物を保税地域等に入れることなく、その貨物が置かれている場所で輸出申告をし、輸出の許可を受けることができる。
 4. 輸出の許可を受けた貨物は、内国貨物である。
 5. 価格が20万円を超える郵便物(政令で定めるものを除く。)を輸出しようとする場合には、輸出申告をし、輸出の許可を受けなければならない。
-

問 54【五肢複数選択】 輸入通関(輸入申告項目の追加を含む)

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 輸入申告は、原則としてその申告に係る貨物を保税地域等に入れた後にしなければならないが、特例輸入者又は特例委託輸入者が行う輸入申告については、保税地域等に入れる前(貨物の本邦到着前を含む。)にすることができる。
 2. 令和7年10月に施行された関税法施行令の改正により、輸入申告の際に申告すべき事項に、輸入の許可後の貨物の運送先の所在地及び名称、当該貨物が通信販売の方法により販売された貨物(通販貨物)に該当するかどうかの別、並びに通販貨物に該当する場合のプラットフォームの名称等が追加された。
 3. 前記2の輸入申告項目の追加は令和10年4月に施行される予定であり、現時点ではこれらの事項を申告する必要はない。
 4. 越境電子商取引により輸入される課税価格1万円以下の物品に対する輸入時の消費税の課税(免税の見直し)は、既に施行されている。
 5. 輸入申告をした者は、関税額に相当する担保を提供して税関長の承認を受けたときは、輸入の許可前であっても当該貨物を引き取ることができる。
-

問 55【五肢複数選択】 保税地域(総論)

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種類である。
2. 指定保税地域は、税関長が指定する。
3. 指定保税地域にある外国貨物で、当該指定保税地域に入れた日から1月を経過したものは、収容することができる。



4. 外国貨物は、原則として保税地域以外の場所に置くことができないが、税関長が期間及び場所を指定して許可した場合には、保税地域以外の場所に置くこと(他所蔵置)ができる。
 5. 保税地域にある外国貨物について、その内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れをするには、税関長の許可を受けなければならない。
-

問 56【五肢複数選択】 保税蔵置場

次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、原則として当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年であるが、税関長が特別の事由があると認めるときは、申請により、必要な期間を指定して延長することができる。
 2. 保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から3月を超えて当該保税蔵置場に置こうとする場合には、税関長に申請し、その承認(蔵入承認)を受けなければならない。
 3. 令和8年度関税改正(令和8年6月1日施行)により、税関長が保税蔵置場等の許可を受けた者に対し業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる業務改善命令等の制度が創設され、従来の搬入停止・許可の取消しに至る前の段階的な行政措置が可能となった。
 4. 保税蔵置場にある外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合にも、当該保税蔵置場の許可を受けた者から直ちにその関税を徴収する。
 5. 保税蔵置場の許可の期間は、5年を超えることができない。
-

問 57【五肢複数選択】 保税運送

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署等の相互間に限り、外国貨物のまま運送することができる。
 2. 保税運送の承認は、運送のたびごとに個別に受けなければならないが、一定期間内に発送される貨物について一括して受けることはできない。
 3. 特定保税運送者が行う特定区間の外国貨物の運送(特定保税運送)については、個々の保税運送の承認を受けることを要しない。
 4. 保税運送の承認を受けて運送された外国貨物が指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、当該承認を受けた者から直ちにその関税を徴収する。ただし、当該貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。
 5. 税関長は、保税運送の承認をする際には、必ず関税額に相当する担保の提供を求めなければならない。
-

問 58【五肢複数選択】 課税価格の決定の原則(加算要素)

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃及び保険料は、現実支払価格に含まれていない限度において、課税価格に加算する。
 2. 買手が輸入貨物の購入に関し自己のために支払う買付手数料は、課税価格に加算する。
 3. 買手により無償で売手に提供された、輸入貨物に組み込まれている材料・部分品に要する費用は、課税価格に加算する。
 4. 買手により無償で売手に提供された、輸入貨物の生産のために必要とされた技術・設計に要する費用は、それが本邦において開発されたものであっても、課税価格に加算する。
 5. 輸入貨物に係る特許権の使用に伴う対価(ロイヤルティ)は、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入取引の条件として買手により支払われるものに限り、課税価格に加算する。
-



問 59【五肢複数選択】 現実支払価格と課税価格に算入しない費用

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 輸入貨物が輸入港に到着した後の国内における運送に要する運賃は、その額が明らかである場合には、課税価格に算入しない。
 2. 輸入貨物の輸入申告の日以後に本邦において行われる当該貨物の据付け、組立て、整備又は技術指導に要する費用は、その額が明らかである場合には、課税価格に算入しない。
 3. 延払条件付取引において買手が負担する延払金利は、その額が明らかである場合であっても、課税価格に算入する。
 4. 本邦において輸入貨物に課される関税その他の公課は、課税価格に算入する。
 5. 買手による輸入貨物の国内における再販売による収益のうち、直接又は間接に売手に帰属するものとされている額は、課税価格に加算する。
-

問 60【五肢複数選択】 関税率・減免税(令和 8 年度改正を含む)

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 課税価格の合計額が 1 万円以下の物品の輸入については、原則として関税が免除されるが、革製のかばん、ニット製衣類など本邦の産業への影響等を考慮して定められた一部の物品は免税の対象から除かれる。
 2. 個人的な使用に供される輸入貨物について課税価格を海外小売価格に 0.6 を乗じて算出する取扱いは、令和 8 年 4 月 1 日をもって廃止されており、現在は適用されない。
 3. 令和 8 年度関税改正により、暫定税率の適用対象 404 品目について、その適用期限が令和 9 年 3 月 31 日まで 1 年延長された。
 4. 令和 8 年度関税改正により、ナフサ、灯油、軽油等 8 品目については、暫定税率による無税が基本税率の無税として恒久化された。
 5. 輸入された貨物が品質等が契約の内容と相違することを理由に返送される場合の違約品等の再輸出に係る戻し税の適用を受けるには、原則として輸入の許可の日から 1 年以内に当該貨物を保税地域等に入れなければならない。
-

問 61【五肢複数選択】 特惠関税・特別特惠関税

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 特惠関税制度は、関税暫定措置法に基づき、経済が開発の途上にある国であって政令で定めるもの(特惠受益国等)を原産地とする物品について、関税の便益を与える制度である。
 2. 特別特惠受益国(後発開発途上国)を原産地とする物品については、原則として関税は無税とされる。
 3. 特別特惠受益国でなくなった国の原産品について引き続き特別特惠の便益を受けられる経過措置の期間は、卒業後 1 年以内である。
 4. 課税価格の総額が 10 万円以下の物品については、特惠原産地証明書の提出を要しない。
 5. 特惠関税制度の適用期限は、令和 13 年 3 月 31 日までとされている。
-

問 62【五肢複数選択】 関税法上の輸入・輸出及び外国貨物・内国貨物

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に引き取ることをいう。
 2. 「輸出」とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。
 3. 輸出の許可を受けた貨物は、外国貨物である。
 4. 外国から本邦に到着した貨物は、輸入の許可を受ける前であっても、保税地域に搬入された時から内国貨物となる。
 5. 本邦の船舶により公海で採捕された水産物は、内国貨物である。
-



問 63【五肢複数選択】 AEO 制度

次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 特例輸入者は、輸入申告により貨物を引き取った後、特例申告書を当該貨物の輸入の許可の日の属する月の翌月末日までに提出することにより納税申告を行うことができる。
 2. 特例輸入者は、特例申告に係る関税につき、常に担保を提供しなければならない。
 3. 特定輸出者は、輸出しようとする貨物を保税地域等に入れることなく輸出の許可を受けることができる。
 4. 特例委託輸入者とは、あらかじめ税関長の承認を受けることにより特例申告を行うことができることとなった輸入者をいう。
 5. 特定委託輸出者は、認定通関業者に通関手続を委託し、かつ、当該貨物の運送を特定保税運送者に委託することにより、保税地域等に入れることなく輸出申告をすることができる。
-

問 64【五肢複数選択】 不服申立て

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 税関長の処分に不服がある者は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当該税関長に対して再調査の請求をすることができる。
 2. 税関長の処分に不服がある者は、再調査の請求を経ることなく、直接、財務大臣に対して審査請求をすることができる。
 3. 税関長の処分についての審査請求は、当該処分をした税関長に対して行う。
 4. 財務大臣は、審査請求に対する裁決をする場合には、原則として関税等不服審査会に諮問しなければならない。
 5. 関税の確定又は徴収に関する税関長の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経ることなく提起することができる。
-

問 65【五肢複数選択】 輸出入してはならない貨物

次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 児童ポルノは、輸出してはならない貨物であり、かつ、輸入してはならない貨物である。
 2. 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品は、輸出してはならない貨物である。
 3. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等を侵害する物品は、輸出してはならない貨物であり、かつ、輸入してはならない貨物である。
 4. 麻薬、向精神薬、大麻、覚醒剤等は、輸出してはならない貨物であり、かつ、輸入してはならない貨物である。
 5. 税関長は、公安又は風俗を害すべき物品に該当する輸入されようとする貨物を、没収して廃棄することができる。
-

問 66【五肢複数選択】 外国為替及び外国貿易法(第 6 章)

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
 2. 輸出貿易管理令の別表に掲げる貨物(リスト規制貨物)に該当しない貨物であっても、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合等には経済産業大臣の許可を要するいわゆるキャッチオール規制があり、令和 7 年 10 月に施行された改正により、その対象が通常兵器関連にも拡大された。
 3. 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため必要があるときは、貨物を輸入しようとする者は、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。
 4. 外国為替及び外国貿易法第 48 条第 1 項の許可を受けずに貨物を輸出した場合であっても、関税法上の輸出の許可を受けていれば、当該輸出は適法である。
 5. 外国為替及び外国貿易法第 52 条の輸入の承認は、税関長が行う。
-



問 67【五肢複数選択】 特殊関税(不当廉売関税・迂回防止・相殺関税)

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 不当廉売関税は、不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与える等の事実がある場合において、当該産業を保護するため必要があると認められるときに、正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額以下の関税を、通常の関税のほか課することができる制度である。
 2. 不当廉売関税を課する期間は、原則として5年以内であるが、所定の手続を経て延長することができる。
 3. 令和8年度関税改正により、供給国や品目を変更するなどして不当廉売関税の納付を回避しようとするいわゆる「迂回」行為に対応するため、迂回貨物に対して割増関税を課することを可能とする迂回防止制度が創設された。
 4. 相殺関税として課することができる関税の額は、輸出国において交付された補助金の額を超えることができる。
 5. 不当廉売関税は、当該貨物の輸入者の申請があった場合に限り課される。
-

問 68【五肢複数選択】 還付・還付加算金・税関事務管理人

次の記述のうち、正しいものはどれか。該当するものを**すべて**選びなさい。

1. 税関長は、関税の過誤納金があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。
 2. 関税の還付金又は過誤納金を還付する場合には、所定の期間の日数に応じて計算した還付加算金を、還付すべき金額に加算しなければならない。
 3. 還付加算金の割合は、年14.6%である。
 4. 本邦に住所又は居所(法人については本店又は主たる事務所)を有しない納税義務者等は、税関関係手続を処理させるため、税関事務管理人を定めなければならない。また、近年の改正により、税関長は、これを定めるべき者が定めていない場合にその選任を求めることができ、これに応じないときは一定の国内関連者を税関事務管理人として指定することができる制度が整備されている。
 5. 税関長は、税関事務管理人を定めるべき者がこれを定めない場合であっても、国内関連者を税関事務管理人として指定することはできない。
-

第2科目 関税法等(問 69～問 90: 択一式)

【注意事項】 - 各問とも五肢択一式である。「正しいものはどれか」の問題は、正しい記述がない場合には「0」をマークしなさい。「誤っているものはどれか」の問題は、誤っている記述がない場合には「0」をマークしなさい。
- 出題の根拠となる法令等は、令和8年7月1日現在で施行されているものによる。

問 69【択一式】 関税の課税物件の確定の時期

次の記述は、関税の課税物件の確定の時期に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 保税蔵置場に置くことの承認(いわゆる蔵入承認)を受けて保税蔵置場に置かれた外国貨物に係る関税は、その輸入申告の時における当該貨物の性質及び数量に基づいて課される。
2. 保税運送の承認を受けて運送された外国貨物(関税法第63条の2第1項の規定による特定保税運送に係るものを除く。)で、指定された運送の期間内に運送先に到着しないものに係る関税は、当該運送が承認された時における性質及び数量に基づいて課される。
3. 賦課課税方式が適用される郵便物に係る関税は、その名宛人が当該郵便物を受け取った時における性質及び数量に基づいて課される。
4. 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物に係る関税は、当該承認の時における性質及び数量に基づいて課される。



5. 保税地域に置かれた外国貨物が亡失したことにより関税を徴収される場合には、当該貨物が当該保税地域に入れられた時における性質及び数量に基づいて課される。

問 70 【択一式】 関税を課する場合に適用される法令

次の記述は、関税を課する場合に適用される法令に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 保税蔵置場に置くことの承認を受けて保税蔵置場に置かれた外国貨物(輸入申告がされた後に当該承認を受けたものを除く。)に適用される法令は、当該承認の日において適用される法令である。
2. 保税運送の承認を受けて運送された外国貨物で、指定された運送の期間内に運送先に到着しないものに適用される法令は、当該運送の承認の日において適用される法令である。
3. 賦課課税方式が適用される郵便物に適用される法令は、当該郵便物が名宛人に交付された日において適用される法令である。
4. 輸入申告がされた後、輸入の許可がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があった場合(輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物である場合を除く。)であっても、当該貨物に適用される法令は、当該輸入申告の日において適用される法令である。
5. 保税蔵置場に置かれた外国貨物が亡失したことにより関税を徴収される場合に当該貨物に適用される法令は、当該貨物が当該保税蔵置場に置かれた日において適用される法令である。

問 71 【択一式】 関税の納税義務

次の記述は、関税の納税義務に関するものであるが、その記述のうち誤っているものはどれか。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 関税は、法令に別段の規定がある場合を除くほか、貨物を輸入する者が納める義務がある。
2. 保税蔵置場にある外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除く。)が亡失した場合(災害その他やむを得ない事情による場合を除く。)には、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税が徴収される。
3. 保税蔵置場にある外国貨物が、あらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合には、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税が徴収される。
4. 保税運送の承認を受けて運送された外国貨物が、指定された運送の期間内に運送先に到着しない場合(災害その他やむを得ない事情により亡失した場合等を除く。)には、当該承認を受けた者から、直ちにその関税が徴収される。
5. 賦課課税方式が適用される郵便物に係る関税は、当該郵便物の名宛人が納める義務がある。

問 72 【択一式】 修正申告、更正の請求並びに更正及び決定

次の記述は、修正申告、更正の請求並びに更正及び決定に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 納税申告をした者は、当該申告に係る貨物の輸入の許可があった後は、修正申告をすることができない。
2. 納税申告をした者は、当該申告により納付すべき税額が過大である場合には、当該申告に係る貨物の輸入の許可の日から1年以内に限り、更正の請求をすることができる。
3. 税関長は、納税申告が必要とされている貨物について、その輸入の時(特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出期限)までに納税申告がないときは、その調査により、当該貨物に係る税額等を決定する。
4. 更正の請求があった場合には、その請求に係る税額は、当該請求がされた時に確定する。
5. 修正申告は、先にされた納税申告により納付すべき税額を増加させる場合のほか、これを減少させる場合にもすることができる。

問 73 【択一式】 関税の延滞税

次の記述は、関税の延滞税に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。



1. 延滞税は、未納に係る関税額に対し、輸入申告の日の翌日から当該関税を納付する日までの日数に応じて課される。
2. 特例申告貨物につき納付すべき関税の法定納期限は、当該貨物の輸入の許可の日である。
3. 納税申告をした者が修正申告をして納付すべき税額に不足額があった場合の延滞税は、当該修正申告の日の翌日から起算して計算される。
4. 延滞税の額の計算の基礎となる関税額に1万円未満の端数があるときであっても、その端数を切り捨てることなく延滞税の額を計算する。
5. 関税の納期限の延長を受けた者は、その延長された期間に応じて計算した延滞税を併せて納付しなければならない。

問 74 【択一式】 関税の加算税

次の記述は、関税の加算税に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 修正申告が、その申告に係る関税についての調査通知がある前に、かつ、更正があるべきことを予知することなく行われたものである場合には、過少申告加算税は課されない。
2. 過少申告加算税の額は、修正申告又は更正に基づき納付すべき税額に一律100分の15の割合を乗じて計算した金額である。
3. 無申告加算税の額は、納付すべき税額の多寡にかかわらず、当該税額に一律100分の10の割合を乗じて計算した金額である。
4. 課税標準等の隠蔽又は仮装があった場合において、過少申告加算税に代えて課される重加算税の割合は、100分の40である。
5. 納税義務者に修正申告に係る納付すべき税額の計算の基礎となった事実について正当な理由があると認められる場合であっても、過少申告加算税は課される。

問 75 【択一式】 輸出通関

次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述のうち誤っているものはどれか。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 輸出申告は、その申告に係る貨物を保税地域等に入れる前においてもすることができるが、輸出の許可は、原則として当該貨物を保税地域等に入れた後に受けるものとされている。
2. 輸出申告の際に申告すべき貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(FOB 価格)である。
3. 特定輸出者は、その輸出申告に係る貨物を保税地域等に入れることなく、輸出申告をし、輸出の許可を受けることができる。
4. 輸出の許可を受けた貨物は、内国貨物である。
5. 輸出に関して他の法令の規定により許可又は承認を必要とする貨物については、輸出申告の際に、当該許可又は承認を受けている旨を税関に証明しなければならない。

問 76 【択一式】 輸入通関

次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 輸入申告は、原則として、その申告に係る貨物を保税地域等に入れた後にするものとされている。
2. 輸入(納税)申告の際に申告すべき課税標準となる価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(FOB 価格)である。
3. 特例輸入者は、特例申告を行う場合には、特例申告書を、その申告に係る貨物の輸入の許可の日の翌日から起算して15日以内に税関長に提出しなければならない。
4. 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けようとする者は、関税額に相当する担保を提供することを要しない。



5. 課税価格の合計額が20万円以下の郵便物を輸入しようとする者は、税関長に対して輸入(納税)申告をしなければならない。

問 77 【択一式】 輸入通関

次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 輸入の許可を受けた後の貨物の運送先の所在地及び名称は、輸入申告の際に申告すべき事項とされていない。
2. 個人的な使用に供する輸入貨物の課税価格を海外小売価格の6割に相当する額とする取扱いは、令和8年4月1日をもって廃止されており、現在は適用されない。
3. 令和7年10月12日に施行された関税法施行令の改正により、輸入申告の際に申告すべき事項に、当該貨物が通信販売の方法により販売された貨物(いわゆる通販貨物)に該当するか否かの別及び該当する場合における当該販売に係るプラットフォームの名称等が追加された。
4. 特例輸入者は、その輸入申告に係る貨物を保税地域等に入れる前に輸入申告をすることができない。
5. 輸入の許可を受けた貨物は、なお外国貨物である。

問 78 【択一式】 保税地域

次の記述は、保税地域に関するものであるが、その記述のうち誤っているものはどれか。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種とされている。
2. 指定保税地域は、国、地方公共団体等が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設について、財務大臣が指定する。
3. 保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、原則として当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から2年である。
4. 保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から3月を超えて当該保税蔵置場に置こうとする場合には、税関長に申請し、その承認を受けなければならない。
5. 保税蔵置場にある外国貨物が、あらかじめ税関長に届け出て滅却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者からその関税は徴収されない。

問 79 【択一式】 保税地域

次の記述は、保税地域に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 指定保税地域は外国貨物の長期の蔵置を目的とする施設であり、外国貨物を入れた日から2年間、これを置くことができる。
2. 保税工場の許可を受けた者が保税工場以外の場所で保税作業(いわゆる場外作業)を行おうとする場合には、あらかじめ税関長に届け出れば足りる。
3. 指定保税地域において、外国貨物につき見本の展示又は簡単な加工を行おうとする者は、税関長の許可を受けることを要しない。
4. 税関長が保税蔵置場の業務の運営について改善が必要と認めた場合に採ることができる措置は、外国貨物の搬入停止及び許可の取消しに限られている。
5. 総合保税地域は、一団の土地及び施設について、財務大臣が許可する。

問 80 【択一式】 関税定率法第4条第1項に規定する課税価格の決定の原則

次の記述は、関税定率法第4条第1項に規定する課税価格の決定の原則に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 輸入取引に関し買手により売手のために支払われる買付手数料は、課税価格に算入される。



2. 輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃及び保険料その他当該運送に関連する費用は、現実支払価格に含まれていない限度において、課税価格に算入される。
3. 輸入貨物の輸入港到着後の国内における運送に要する運賃は、その額が明らかである場合であっても、課税価格に算入される。
4. 買手が自己のために行った輸入貨物の検査に要した費用は、課税価格に算入される。
5. 輸入貨物の輸入申告の日以後に本邦において行われる当該貨物の据付けに要する役務の費用は、その額が明らかである場合であっても、現実支払価格に含まれる。

問 81 【択一式】 課税価格の決定

次の記述は、課税価格の決定に関するものであるが、その記述のうち誤っているものはどれか。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 売手と買手との間に特殊関係がある場合であっても、その特殊関係が輸入貨物の取引価格に影響を与えていないと認められるときは、課税価格の決定の原則により課税価格を計算することができる。
2. 課税価格の決定の原則により課税価格を計算することができない場合には、まず当該輸入貨物と同種の貨物に係る取引価格により、同種の貨物に係る取引価格がないときは類似の貨物に係る取引価格により、課税価格を計算する。
3. 同種又は類似の貨物に係る取引価格によっても課税価格を計算することができない場合において、輸入者が希望する旨を税関長に申し出たときは、国内販売価格に基づく方法に先立って、製造原価に基づく方法により課税価格を計算することができる。
4. 買手が売手に無償で提供した、輸入貨物の生産のために使用された金型に要する費用は、課税価格に算入されない。
5. 輸入貨物に係る特許権の使用に伴う対価で、当該貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該貨物の輸入取引の条件として買手により支払われるものは、現実支払価格に含まれていない限度において、課税価格に算入される。

問 82 【択一式】 関税定率法に定める減免税制度

次の記述は、関税定率法に定める減免税制度に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 課税価格の合計額が1万円以下の物品(本邦の産業に対する影響その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。)を輸入する場合には、その関税が免除される。
2. 加工のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から1年以内に輸入される貨物については、その加工が本邦において容易に行うことができるものである場合であっても、関税の軽減を受けることができる。
3. 注文の取集めのための見本など再輸出免税の適用を受けて輸入された貨物は、その輸入の許可の日から6月以内に輸出されるものに限り、関税の免除を受けることができる。
4. 特定用途免税の適用を受けて輸入された貨物が、その輸入の許可の日から1年を経過した後に当該特定の用途以外の用途に供された場合には、免除を受けた関税が直ちに徴収される。
5. 変質又は損傷による関税の軽減(関税定率法第10条第1項)は、輸入貨物が輸入の許可の後に変質し、又は損傷した場合に適用される。

問 83 【択一式】 関税の軽減、免除又は払戻し

次の記述は、関税の軽減、免除又は払戻しに関するものであるが、その記述のうち誤っているものはどれか。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 品質又は数量等が契約の内容と相違するため返送のため輸出される貨物(いわゆる違約品)については、その輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出するときに、その関税の払戻しを受けることができる。
2. 違約品の輸出による関税の払戻しを受けるためには、当該貨物が、原則としてその輸入の許可の日から6月以内に保税地域等に入れられたものであることを要する。



3. 違約品について、返送のため輸出することに代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、あらかじめ税関長の承認を受けて滅却したときは、その関税の払戻しを受けることができる。
4. 個人的な使用に供する物品で通信販売の方法により販売されたものが、その品質等が当該個人の予期しなかったものであるため返送のため輸出されるときは、その輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものに限る、関税の払戻しの対象となる。
5. 製造用原料品の減免税(関税定率法第13条)の適用を受けて輸入された原料品は、その輸入の許可の日から3年以内に製造が終了すれば足りる。

問 84 【択一式】 関税暫定措置法に定める特惠関税制度

次の記述は、関税暫定措置法に定める特惠関税制度に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 特惠受益国を原産地とする物品につき特惠関税の適用を受けようとする場合において、当該物品の課税価格の総額が10万円以下であるときは、原産地証明書の提出を要しない。
2. 特惠原産地証明書は、その発給の日から6月以上を経過したものであってはならない。
3. 特別特惠受益国(後発開発途上国)を原産地とする物品に適用される特惠税率は、一般の特惠受益国を原産地とする物品に適用される特惠税率と同一である。
4. 特惠関税制度の適用期限は、令和8年3月31日をもって満了しており、現在は特惠関税を適用することができない。
5. 特別特惠受益国でなくなった国に対する経過措置として、特別特惠受益国に係る特惠関税の適用を受けることができる期間は、その卒業の後1年以内とされている。

問 85 【択一式】 保税運送

次の記述は、保税運送に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 外国貨物は、あらかじめ税関長に届け出ることにより、本邦内の場所を問わず、外国貨物のまま運送することができる。
2. 税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、1年の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について、一括して保税運送の承認をすることができる。
3. 保税運送の承認を受けて運送された外国貨物が、指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、当該貨物の所有者から、直ちにその関税が徴収される。
4. 特定保税運送者が特定区間において外国貨物を運送する場合であっても、その都度、税関長の承認を受けなければならない。
5. 輸出の許可を受けた貨物は内国貨物であるから、保税運送の承認を受けることなく、これを運送することができる。

問 86 【択一式】 関税定率法に定める特殊関税制度

次の記述は、関税定率法に定める特殊関税制度に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 不当廉売関税は、正常価格と不当廉売価格との差額を超える額の割増関税を課することができる制度である。
2. 不当廉売関税を課する期間は、10年を超えない範囲内で政令で定める期間とされている。
3. 相殺関税は、補助金の交付を受けた貨物の輸入に対し、当該補助金の額を超える額の割増関税を課す制度である。
4. 令和8年度関税改正により、供給者又は供給国を変更し、又は貨物に軽微な変更を加えること等によって不当廉売関税の納付を免れるいわゆる迂回行為に対処するため、当該迂回貨物に割増関税を課することができる迂回防止制度が創設され、令和8年4月1日から施行されている。
5. 不当廉売関税を課するために必要な調査は、その開始の日から2年以内に終了しなければならない、その期間を延長することはできない。



問 87 【択一式】 外国為替及び外国貿易法第 6 章(外国貿易)等

次の記述は、外国為替及び外国貿易法第 6 章(外国貿易)等に関するものであるが、その記述のうち誤っているものはどれか。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
2. 令和 7 年 10 月に施行された輸出貿易管理令等の改正により、いわゆるキャッチオール規制の対象が、大量破壊兵器等に関連するものに加え、通常兵器に関連するものについても拡大され、貨物の用途及び需要者の確認を踏まえた許可申請義務の対象が拡充された。
3. 輸入割当てを受けるべきものとして公表された貨物を輸入しようとする者は、輸入割当てを受けた後、経済産業大臣の輸入の承認を受けなければならない。
4. 外国為替及び外国貿易法第 48 条第 1 項の規定により経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物については、輸出申告の際に、当該許可を受けている旨を税関に証明することを要しない。
5. 合計額が 100 万円に相当する額を超える現金その他の支払手段等を携帯して輸出又は輸入しようとする者は、税関に届け出なければならない。

問 88 【択一式】 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(NACCS 法)等

次の記述は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(NACCS 法)等に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 電子情報処理組織(NACCS)の運営は、税関が行っている。
2. 第 7 次 NACCS は、令和 8 年 10 月に稼働を開始した。
3. 電子情報処理組織(NACCS)を使用して輸入申告を行う場合には、通関業者は、通関士にその申告の内容を審査させることを要しない。
4. 電子情報処理組織(NACCS)を使用することができる者は、通関業者に限られている。
5. 電子情報処理組織(NACCS)を使用して行われた輸入申告は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該申告を受けるべき税関官署に到達したものとみなされる。

問 89 【択一式】 関税法に定める輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物

次の記述は、関税法に定める輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に関するものであるが、その記述のうち誤っているものはどれか。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 覚醒剤は輸入してはならない貨物に該当し、あへん吸煙具も輸入してはならない貨物に該当する。
2. 貨幣又は紙幣の偽造品は、輸入してはならない貨物に該当するが、輸出してはならない貨物には該当しない。
3. 特許権を侵害する物品は、輸入してはならない貨物に該当するが、輸出してはならない貨物には該当しない。
4. 児童ポルノは、輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物のいずれにも該当する。
5. 税関長は、輸入されようとする貨物のうち認定手続を経て特許権を侵害する物品と認定したものについては、これを没収して廃棄することができる。

問 90 【択一式】 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA 条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律等

次の記述は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA 条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律等に関するものであるが、その記述のうち正しいものはどれか。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 通関手帳(ATA カルネ)は、加工又は修理を目的として一時輸入される貨物についても使用することができる。
2. 通関手帳(ATA カルネ)の有効期間は、その発給の日から 1 年を超えることができない。



3. 通関手帳(ATA カルネ)により免税輸入をしようとする者は、免除を受ける関税額に相当する担保を税関に提供しなければならない。
4. 通関手帳(ATA カルネ)により輸入された貨物が再輸出されなかった場合であっても、保証団体が当該貨物に係る関税を納付する義務を負うことはない。
5. 通関手帳(ATA カルネ)により貨物を輸入する場合であっても、通関手帳とは別に、輸入申告書を税関長に提出しなければならない。

第 3 科目 通関実務(問 91～問 94: 申告書作成)

第 60 回(令和 8 年 10 月 4 日実施予定)本試験の「通関書類の作成要領」(輸出申告・輸入申告 各 1 問・計 20 点)に対応する予想問題である。本予想問題では倍量の 4 問(輸出 2 問+輸入 2 問)を用意した。簡略版として配点は輸出各 5 点・輸入各 15 点(計 40 点相当)とする。

本予想問題の約束事(全問共通)

1. 本試験と同様、輸出統計品目表・実行関税率表・関税率表解説の必要部分は、独立した『**予想問題_別冊**』に収録する。問 91～問 94 を解く際は、本冊と別冊を併用すること。輸出問題の統計細分・単位は**令和 8 年 1 月版の輸出統計品目表**、輸入問題の統計細分・税率・単位は**令和 8 年 4 月 1 日版の実行関税率表**に基づく。
2. 品目番号は、別冊に示す番号 6 桁、統計細分 3 桁及び NACCS 用符号 1 桁を続けた 10 桁で解答する。ただし、少額合算欄の 10 桁目は、輸出申告では「**E**」、輸入申告では「**X**」とする。
3. 為替換算には、各問に示す**税関公示の実勢外国為替相場の週間平均値(架空)**を用いる。実際の制度上は、輸出申告では**貨物を外国貿易船等に積み込む日の属する週の前々週**、輸入申告では**輸入申告日の属する週の前々週**の週間平均値を適用する。
4. 申告価格・課税価格に 1 円未満の端数が生じる場合は切り捨てる(本問の数値はいずれも割り切れるよう設計してある)。

申告欄への記入に関する共通指示(本試験の指示文を簡略化したもの)

- ・ 統計品目番号(品目番号)が**同一となるもの**は一欄にまとめる。
- ・ 一欄にまとめた結果、申告価格(輸入にあっては課税価格)が **20 万円以下**となる貨物(少額貨物)は、次により一欄にまとめる。
 - ・ **輸出申告**: 少額貨物を全て一括して一欄にまとめ、その欄には**少額貨物のうち申告価格が最も大きいもの**の統計品目番号を掲げ、10 桁目は「**E**」とする。
 - ・ **輸入申告**: 関税が有税である少額貨物は一括して一欄にまとめ、その欄には**適用される関税率が最も高いもの**(同率の場合は課税価格が最も大きいもの)の品目番号を掲げる。関税が無税である少額貨物は別途一括して一欄にまとめ、**課税価格が最も大きいもの**の品目番号を掲げる。いずれも 10 桁目は「**X**」とする。
- ・ 申告欄(第 1 欄～第 5 欄)には、申告価格(課税価格)の**大きいものから順に**記入する。少額貨物をまとめた欄の順位は、**合算後の価格**により判断する。

問 91 輸出申告書の作成 — キャンプ用品(配点 5 点)

次の資料に基づき、米国向けキャンプ用品の輸出申告(NACCS 使用)について、第 1 欄～第 5 欄に記入すべき**統計品目番号(10 桁)**と**申告価格(円)**を答えなさい。

(配点: 各欄完答 1 点×5 欄=5 点)

仕入書(抜粋) — 契約条件: FOB Yokohama、建値: 米ドル

品名	数量	単価(US) 金額(US)	
1. ドーム型テント(ナイロン製・合成繊維 100%)	200 張	85.00	17,000.00
2. 寝袋(表地ポリエステル、化学繊維わた詰め)	300 個	40.00	12,000.00
3. 折りたたみ式キャンプテーブル(アルミニウム製)	150 台	30.00	4,500.00



4. キャンプ用クッカーセット(ステンレス鋼製の鍋・フライパン・食器のセット)	100 組	12.00	1,200.00
5. ステンレス鋼製携帯用魔法瓶(真空二重構造、保温ボトル)	80 本	16.00	1,280.00
6. LED ランタン(乾電池式の携帯用電気ランプ)	120 個	25.00	3,000.00
合計 FOB Yokohama			US\$39,000.00

記事

- 仕入書価格は FOB 価格であり、申告価格の計算に当たり加減算すべき費用はない。
- 適用為替レート(週間平均値・本問設定): **1 米ドル=150.00 円**

分類に必要な資料は、『予想問題_別冊』の「問 91 輸出申告」を参照すること。

問 92 輸出申告書の作成 — ペット用品(配点 5 点)

次の資料に基づき、台湾(高雄)向けペット用品の輸出申告(NACCS 使用)について、第 1 欄～第 5 欄に記入すべき**統計品目番号(10 桁)**と**申告価格(円)**を答えなさい。

(配点: 各欄完答 1 点×5 欄=5 点)

仕入書(抜粋) — 契約条件: CIF Kaohsiung、建値: 米ドル

品名	金額(US\$)
1. ドッグフード(犬用の飼料。500g 入り袋詰め、小売用)	7,000.00
2. 犬用リード(引きひも)(革製)	5,000.00
3. 犬用コート(織物製の犬用防寒着)	3,000.00
4. 犬用がん具(骨の形をした加硫ゴム製のもの。硬質ゴム製ではない)	2,000.00
5. ペット用シャンプー(犬・猫の被毛洗浄用の調製品)	6,000.00
6. 猫用がん具(ねずみの形をした織物製のもの)	1,400.00
7. ペット用食器(プラスチック製の犬・猫用給餌皿)	1,200.00
合計 CIF Kaohsiung	US\$25,600.00

記事

- 仕入書価格には、横浜港から高雄港までの**海上運賃 US\$2,160.00** および **保険料 US\$400.00** が含まれている。これらは各品目の価格に応じて按分するものとする。
- 輸出申告価格は、本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(FOB 価格)である。
- 適用為替レート(週間平均値・本問設定): **1 米ドル=150.00 円**

分類に必要な資料は、『予想問題_別冊』の「問 92 輸出申告」を参照すること。

問 93 輸入申告書の作成 — 英国産菓子・食品(配点 15 点)

次の資料に基づき、英国(ロンドン)の売手から輸入する菓子・食品の輸入(納税)申告(NACCS 使用)について、以下の設問に答えなさい。

- 設問 1:** 第 1 欄～第 5 欄に記入すべき**品目番号(10 桁)**と**課税価格(円)**を答えなさい。(各欄完答 2 点×5 欄=10 点)
- 設問 2:** 板チョコレート及びスイートビスケットについて CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)の税率の適用を受けるための原産地手続の要件(証明の方式・税関への提出書類・提出を



要しない場合)を簡潔に述べなさい。また、キャンディーに CPTPP 税率を適用できるか、理由とともに答えなさい。(5 点)

仕入書(抜粋) — 契約条件: CIF Tokyo、建値: 英ポンド

品名	金額(£)
1. 板チョコレート(ヘーゼルナッツクリームを詰めた板状のチョコレート、1 枚 100g、小売包装)	8,000.00
2. フルーツキャンディー(砂糖菓子。ココアを含有しない)	2,400.00
3. スイートビスケット	6,000.00
4. ウエハース(クリームを挟んだもの)	900.00
5. 紅茶(発酵茶)のティーバッグ(2g×50 袋、正味 100g 入りの小売箱)	700.00
6. オレンジマーマレード(砂糖加糖、瓶詰)	2,000.00
合計 CIF Tokyo	£20,000.00

記事

- 買手(輸入者)は、本件売買契約の成立に係る**仲介手数料 £500.00**を本邦の商社 A に支払っている(商社 A は売手・買手双方のために本件売買の仲介業務を行った)。この手数料は各品目の仕入書価格に応じて按分する。
- 買手は、英国の代理人 B に**買付手数料 £300.00**を支払っている(B は買手のためにのみ買付けに係る業務を行った)。
- 買手は、板チョコレート用の**装飾用ギフト缶(小売用の容器)**を本邦で **114,000 円**で調達し、**売手に無償で提供**した。当該缶は本件輸入貨物(板チョコレート)の容器として使用されている。
- 買手は、輸入後に自己のために行う成分検査の費用 50,000 円を本邦の検査機関に支払う予定である。
- 板チョコレート及びスイートビスケットについては、**生産者が作成した CPTPP に基づく原産品申告書**を取得しており、積送基準(運送要件)も満たしている。**その他の品目については原産品申告書等はない**。また、いずれの品目についても**関税割当証明書の交付は受けていない**。
- 適用為替レート(週間平均値・本問設定): **1 英ポンド=190.00 円**

分類及び税率選択に必要な資料は、『**予想問題_別冊**』の「**問 93 輸入(納税)申告**」を参照すること。

問 94 輸入申告書の作成 — 中国産家電・照明器具(配点 15 点)

次の資料に基づき、中国(上海)の売手から輸入する家電製品等の輸入(納税)申告(NACCS 使用)について、第 1 欄～第 5 欄に記入すべき**品目番号(10 桁)**と**課税価格(円)**を答えなさい。

(配点: 品目番号 1 点×5 欄+課税価格 2 点×5 欄=15 点)

仕入書(抜粋) — 契約条件: FOB Shanghai、建値: 米ドル

品名	金額(US\$)
1. 電気炊飯器(家庭用)	12,000.00
2. ヘアドライヤー	8,000.00
3. 電気かみそり(電動機を自蔵するもの)	9,800.00
4. LED 電球(口金付きの A 形 LED ランプ)	1,250.00
5. LED シャンデリア(天井取付け用の照明器具。LED 光源専用に設計されたもの)	7,800.00
6. 卓上扇風機(出力 35W の電動機を自蔵するもの)	1,150.00
合計 FOB Shanghai	US\$40,000.00

記事



1. 買手(輸入者)は、上海港から東京港までの**海上運賃 US\$1,600.00** 及び **保険料 US\$400.00** を別途支払っている。これらは各品目の仕入書価格(FOB 価格)に応じて按分する。
2. 買手は、電気炊飯器の外装部品の成型用金型を本邦で **1,890,000 円** で取得し、売手に**無償で提供**した。当該金型により生産される電気炊飯器の総数は **10,000 個** であり、そのうち今回の輸入に係るものは **3,000 個** である(費用は生産数量により按分する)。
3. 買手は、東京港到着後の国内運送費用 80,000 円を国内運送業者に別途支払う。
4. 買手は、船積み前に自社の検査担当者を売手の工場に派遣し、自己のために貨物の検査を行った。その出張費用 150,000 円は買手が負担した。
5. 売手から RCEP 協定に基づく原産地証明書その他の原産性を証明する書類の提供はなく、RCEP 税率の適用は考慮しない(下表の協定税率(WTO)による)。
6. 適用為替レート(週間平均値・本問設定): **1 米ドル=150.00 円**

分類及び税率選択に必要な資料は、『**予想問題_別冊**』の「**問 94 輸入 (納税) 申告**」を参照すること。

第 3 科目 通関実務(問 95～問 122: 選択式・択一式・計算式)

第 60 回通関士試験(令和 8 年 10 月 4 日実施予定)対応の予想問題。出題範囲は本試験公告に合わせ、**令和 8 年 7 月 1 日現在で施行されている法令・政省令・告示・通達**を基準とする。

- ・ 配点は本試験に準拠: **選択式 各 2 点/択一式 各 1 点/計算式 各 2 点**。
- ・ 選択式は「該当するものをすべて選ぶ」形式。該当するものがない場合には「0」をマークする。
- ・ 計算式は電卓の使用を前提とし、端数処理は関税法・国税通則法(準用)の規定による。

問 95 【選択式】 関税率表の解釈に関する通則(1)

次の記述は、関税率表の解釈に関する通則に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。正しいものをすべて選びなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 関税率表の部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものであり、物品の所属を決定する法的な効力を有しない。
2. 物品の所属は、まず項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従って決定し、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、通則 2 以下の原則に従って決定する。
3. 完成した物品で、提示の際に組み立ててないもの又は分解してあるものは、常に部分品としてそれぞれの構成部分が属する項に分類する。
4. 各項に記載するいずれかの材料又は物質には、当該材料又は物質に他の材料又は物質を混合し又は結合した物品を含むものとし、二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、通則 3 の原則に従って決定する。
5. 未完成の物品であっても、提示の際に完成した物品としての重要な特性を有するものは、当該完成した物品が属する項に分類する。

問 96 【選択式】 関税率表の解釈に関する通則(2)

次の記述は、関税率表の解釈に関する通則 3、5 及び 6 に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。正しいものをすべて選びなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 二以上の項に属するとみられる物品は、最も特殊な限定をして記載をしている項が、これよりも一般的な記載をしている項に優先する。
2. 小売用のセットにした物品であって、構成要素の材料等により所属を決定できないものは、当該物品に重要な特性を与えている構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
3. 通則 3(a)及び(b)により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最初の項に属する。



4. バイオリン用に特に製作したケースであって、長期間の使用に適し、バイオリンとともに提示され、かつ、通常バイオリンとともに販売されるものは、当該ケースが全体に重要な特性を与えている場合を除き、バイオリンの属する項に分類する。
5. 号の決定は、同一の水準にある号の規定及びこれに係る号の注の規定に従い、通則1から5までの原則を準用して行う。

問 97 【選択式】 EPA の原産地規則・原産地手続

次の記述は、経済連携協定(EPA)に基づく原産地規則及び原産地手続に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。正しいものをすべて選びなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)においては、締約国の発給機関が発給する第三者証明制度は採用されておらず、輸入者、輸出者又は生産者が作成する原産品申告書等による自己申告制度のみが採用されている。
2. 英国は、加入議定書の発効により CPTPP の締約国となっており、我が国への輸入貨物が英国の原産品であって所定の要件を満たすときは、CPTPP に基づく税率の適用を受けることができる。
3. CPTPP においては、他の締約国の原産材料を自国の原産材料とみなすことに加え、他の締約国において行われた生産行為を考慮して原産性を判断する累積(いわゆる完全累積)が認められており、英国の加入後は英国の材料及び生産行為も累積の対象となる。
4. 地域的な包括的経済連携協定(RCEP 協定)に基づき我が国に貨物を輸入する場合の原産地手続としては、発給機関が発給する原産地証明書及び認定された輸出者が作成する原産地申告のみが認められており、輸入者が作成する原産品申告書によることはできない。
5. EPA に基づく税率の適用を受けようとする場合には、課税価格の総額が 20 万円以下の貨物であっても、税関長に対する原産品申告書又は締約国原産地証明書等の提出を省略することはできない。

問 98 【選択式】 課税価格の決定の原則

次の記述は、関税定率法第4条に規定する課税価格の決定の原則に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。正しいものをすべて選びなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 委託販売のために本邦の受託者に向けて輸出される貨物は、売手と買手との間の売買により本邦に引き取られるものではないため「輸入取引」に該当せず、課税価格の決定の原則により課税価格を計算することはできない。
2. 買手による輸入貨物の処分又は使用について何らかの制限がある場合には、その制限が輸入貨物の販売が認められる地域についての制限であるときであっても、常に課税価格の決定の原則により課税価格を計算することはできない。
3. 売手と買手との間に特殊関係がある場合であっても、その特殊関係が輸入貨物の取引価格に影響を与えていないと認められるときは、課税価格の決定の原則により課税価格を計算することができる。
4. 課税価格の決定の原則により課税価格を計算することができない場合において、国内販売価格に基づく課税価格(関税定率法第4条の3第1項)と製造原価に基づく課税価格(同条第2項)の双方を計算することができる場合は、輸入者が申し出たときに限り、製造原価に基づく方法を国内販売価格に基づく方法に優先して適用することができる。
5. 現実支払価格には、買手から売手に対し直接に支払われる額のほか、買手による売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額が含まれる。

問 99 【選択式】 課税価格の加算要素の判断

次の記述は、輸入貨物の課税価格に含まれる費用等(関税定率法第4条第1項各号)に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。正しいものをすべて選びなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他運送関連費用は、仕入書価格に含まれていない場合には、課税価格に算入する。



2. 買手が輸入貨物の購入に関し、買付けに係る業務の対価として買付代理人に支払う買付手数料は、課税価格に算入しない。
3. 輸入港到着後の国内運送に要する運賃は、その額が明らかである場合には、課税価格に算入しない。
4. 買手が自己のために行った輸入貨物の検査に要した費用は、売手との合意の有無にかかわらず、課税価格に算入する。
5. 買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているものは、課税価格に算入しない。

問 100 【選択式】 輸出通関手続

次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。正しいものをすべて選びなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 輸出申告は、その申告に係る貨物を保税地域等に入れた後でなければ行うことができない。
2. 輸出申告の際に申告すべき貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(FOB 価格)である。
3. 輸出の許可を受けた貨物は、外国貨物となる。
4. 輸出の許可を受けた貨物について輸出を取りやめ、これを国内に引き取ろうとする場合には、輸入の手続をとる必要がある。
5. 価格が20万円を超える輸出郵便物については、税関長に対する輸出申告を行い、その許可を受けなければならない。

問 101 【選択式】 関税の確定・納付

次の記述は、関税の確定及び納付に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。正しいものをすべて選びなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 関税額の確定については、納税義務者のする申告により納付すべき税額が確定する申告納税方式が原則とされている。
2. 本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する貨物その他一定の貨物に係る関税額の確定については、賦課課税方式が適用される。
3. 申告納税方式が適用される貨物(特例申告貨物を除く。)につき納税申告をした者は、その申告に係る関税を、当該申告に係る貨物を輸入する日までに納付しなければならない。
4. 申告納税方式が適用される貨物につき、関税額に相当する担保を提供して税関長の承認を受けたときは、3月以内に限り納期限の延長を受けることができる。
5. 特例申告に係る関税の納期限は、特例申告書の提出期限の翌日から起算して1月を経過する日である。

問 102 【選択式】 少額輸入貨物の免税・少額輸入貨物に対する簡易税率

次の記述は、少額輸入貨物に係る関税の免除及び簡易税率に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。正しいものをすべて選びなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

1. 課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物については、関税定率法第14条第18号の規定により、原則としてその関税が免除される。
2. 課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物であっても、革製のハンドバッグ、メリヤス編みの衣類、履物など本邦の産業への影響等を考慮して定められた一定の物品については、関税は免除されない。
3. 課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物に係る関税の免税制度は、令和8年度関税改正により廃止され、既に失効している。
4. 少額輸入貨物に対する簡易税率は、課税価格の合計額が20万円以下の輸入貨物(入国者の携帯品等を除く。)について適用され、税率は7区分に統合されている。
5. 少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象となる貨物であっても、輸入者がその輸入貨物の全部について簡易税率の適用を希望しない旨を税関に申し出たときは、一般の関税率が適用される。



問 103 【選択式】 貨物の所属(類)の判定(1)

次に掲げる物品のうち、関税率表第 21 類(各種の調製食料品)に属するものはどれか。属するものをすべて選りなさい。なお、属するものがない場合には、「0」をマークしなさい。

1. アイスクリーム
2. 天然はちみつ
3. インスタントコーヒー(コーヒーのエキスから製造したもの)
4. マーガリン
5. しょうゆ

問 104 【選択式】 貨物の所属(類)の判定(2)

次に掲げる物品のうち、関税率表第 22 類(飲料、アルコール及び食酢)に属するものはどれか。属するものをすべて選りなさい。なお、属するものがない場合には、「0」をマークしなさい。

1. ミネラルウォーター
2. オレンジジュース(オレンジの搾汁。砂糖を加えてあるかないかを問わない。)
3. 食酢
4. ビール
5. 牛乳

問 105 【択一式】 関税率表の類の知識(1)

次に掲げる物品のうち、関税率表第 42 類(革製品及び動物用装着具等)に属するものはどれか。一つ選りなさい。

1. 毛皮製のコート
2. 革製のハンドバッグ
3. メリヤス編みの手袋
4. ゴム製の長靴
5. 甲が革製のスポーツ用の履物

問 106 【択一式】 関税率表の類の知識(2)

次に掲げる物品とその物品が属する関税率表の類との組合せのうち、正しいものはどれか。一つ選りなさい。

1. 化粧石けん — 第 33 類
2. カゼイン — 第 4 類
3. 乳幼児用の紙おむつ — 第 48 類
4. 収集用の使用済み郵便切手 — 第 97 類
5. 乗用自動車 — 第 86 類

問 107 【択一式】 修正申告・更正

次の記述のうち、正しいものはどれか。一つ選りなさい。

1. 納税申告をした者は、当該申告により納付すべき税額に不足額があるときは、税関長の更正があるまでの間に限り、修正申告をすることができる。
2. 納税申告をした者は、当該申告により納付すべき税額が過大であるときは、修正申告により当該税額を減少させることができる。
3. 納税申告をした者は、当該申告により納付すべき税額が過大であるときは、当該申告に係る貨物の輸入の許可の日から 3 年以内に限り、更正の請求をすることができる。
4. 税関長による更正は、当該申告に係る貨物の輸入の許可前に限り行うことができる。
5. 修正申告をするには、税関長の承認を受けなければならない。

問 108 【択一式】 延滞税・加算税の制度

次の記述のうち、正しいものはどれか。一つ選りなさい。



1. 延滞税は、法定納期限までに関税が完納されない場合に、原則として法定納期限の翌日からその関税を納付する日までの日数に応じて課される。
2. 過少申告加算税の割合は、修正申告又は更正により納付すべき税額の 100 分の 15 である。
3. 延滞税の額が 5,000 円未満である場合には、これを徴収しない。
4. 期限内特例申告書の提出がなかったことについて正当な理由がある場合であっても、無申告加算税は課される。
5. 重加算税が課される場合には、延滞税は課されない。

問 109 【択一式】 保税地域における貨物の取扱い

次の記述のうち、正しいものはどれか。一つ選びなさい。

1. 保税蔵置場に外国貨物を最初に置かれた日から 3 月を超えて置こうとする者は、税関長の承認(蔵入承認)を受けなければならない、その承認を受けた貨物を保税蔵置場に置くことができる期間は、原則として当該承認の日から 2 年である。
2. 指定保税地域に外国貨物を置くことができる期間は、原則として当該貨物を最初に置いた日から 6 月である。
3. 保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、あらかじめ税関長に届け出れば足り、その許可を受けることを要しない。
4. 保税地域にある外国貨物が亡失した場合には、当該保税地域の許可を受けた者等が税関長に届け出ることを要せず、また、関税を徴収されることもない。
5. 外国貨物を原料とする製造その他の保税作業は、保税蔵置場においても自由に行うことができる。

問 110 【択一式】 AEO 制度

次の記述のうち、正しいものはどれか。一つ選びなさい。

1. 特例輸入者は、輸入申告と納税申告とを分離し、貨物の引取り後に特例申告を行うことができ、特例申告書の提出期限は、当該特例申告に係る貨物の輸入の許可の日の属する月の翌月末日である。
2. 特定輸出者は、輸出しようとする貨物が置かれている場所を所轄する税関長に対してのみ、輸出申告をすることができる。
3. 特例委託輸入者となるためには、認定通関業者に通関手続を委託することに加え、税関長の承認を受けなければならない。
4. 特例輸入者の承認に当たっては、税関長は、承認を受けようとする者に対し、常に担保の提供を命じなければならない。
5. 認定通関業者制度は、通関業法に規定されている。

問 111 【計算式】 課税価格の計算(運賃・保険料)

次の取引内容により輸入される貨物の課税価格を計算し、その額を答えなさい。

- ・ 買手(本邦の輸入者)は、売手(米国の輸出者)との売買契約に基づき貨物を輸入する。仕入書価格は FOB 価格 30,000 米ドルである。
- ・ 買手は、上記仕入書価格のほか、次の費用をそれぞれ運送会社等に支払う。
 - ・ 輸出港から本邦の輸入港に到着するまでの海上運賃: 2,000 米ドル
 - ・ 当該海上運送に係る保険料: 500 米ドル
 - ・ 本邦の輸入港における貨物の船卸しに要する費用: 300 米ドル
 - ・ 輸入港から買手の倉庫までの国内運送に要する運賃: 60,000 円(額は明らかである。)
- ・ 上記のほかに課税価格に算入すべき費用等及び控除すべき費用等はない。
- ・ 適用される換算レートは、1 米ドル=150 円とする。

問 112 【計算式】 課税価格の計算(ロイヤルティ)

次の取引内容により輸入される貨物の課税価格を計算し、その額を答えなさい。



- ・ 買手(本邦の輸入者)は、売手(外国の輸出者)から貨物を輸入する。仕入書価格はCIF 価格2,800,000 円であり、輸入港到着までの運賃・保険料はすべてこの価格に含まれている。
- ・ 買手は、輸入貨物に付されている商標に係る商標権者(売手とは別の第三者)に対し、商標権の使用に伴う対価として140,000 円を支払う。この支払は、輸入貨物に係るものであり、かつ、売買契約上、輸入取引の状況に照らして取引の条件として支払われるものである。
- ・ 買手は、輸入貨物の国内販売のための広告宣伝費200,000 円を、自己の計算と危険負担において支出している。
- ・ 上記のほかに課税価格に算入すべき費用等及び控除すべき費用等はない。

問 113 【計算式】 課税価格の計算(無償提供された物品等)

次の取引内容により輸入される貨物(衣類)の課税価格を計算し、その額を答えなさい。

- ・ 買手(本邦の輸入者)は、売手(外国の縫製業者)から衣類を輸入する。仕入書価格はFOB 価格20,000 米ドルであり、輸入港到着までの運賃及び保険料として買手は1,800 米ドルを別途支払う。
- ・ 買手は、輸入貨物の生産に関連して、次の物品等を売手に提供している。
 - ・ 生地(輸入貨物の材料): 買手が本邦で600,000 円で取得し、無償で売手に提供したもの。この生地を売手の工場まで運送するために買手が要した費用は40,000 円である。
 - ・ 金型(輸入貨物の生産のために使用): 買手が本邦で800,000 円で取得し、無償で売手に提供したもの。当該金型は、全量が今回の輸入貨物の生産のためにのみ使用される。
 - ・ デザイン: 買手が本邦においてデザイナーに委託して開発させたデザイン(開発費300,000 円)を無償で売手に提供し、輸入貨物の生産に使用させている。
- ・ 上記のほかに課税価格に算入すべき費用等及び控除すべき費用等はない。
- ・ 適用される換算レートは、1 米ドル=150 円とする。

問 114 【計算式】 課税価格の計算(買付手数料・仲介料)

次の取引内容により輸入される貨物の課税価格を計算し、その額を答えなさい。

- ・ 買手(本邦の輸入者)は、売手(外国の輸出者)から貨物を輸入する。仕入書価格はCIF 価格3,500,000 円であり、輸入港到着までの運賃・保険料はすべてこの価格に含まれている。
- ・ 買手は、輸入貨物の買付けに関し自己を代理して売手から買い付ける業務を行う買付代理人に対し、その業務の対価として買付手数料175,000 円を支払う。
- ・ 買手は、売手と買手のいずれをも代理せず輸入取引の成立のために仲介業務を行った仲介者に対し、仲介料70,000 円を支払う。
- ・ 買手は、輸入貨物の品質を確認するため、自己のために船積み前検査を検査機関に依頼し、その費用50,000 円を負担している(売手のために行われたものではない。)。
- ・ 上記のほかに課税価格に算入すべき費用等及び控除すべき費用等はない。

問 115 【計算式】 関税額の計算(従価税・端数処理)

課税価格が4,567,890 円である輸入貨物に、関税率5.6%(従価税率)を適用した場合に納付すべき関税額を計算し、その額を答えなさい。なお、この税率は本問の計算上の設定である。

問 116 【計算式】 関税額の計算(基本税率・暫定税率・協定税率の適用)

次の輸入貨物について納付すべき関税額を計算し、その額を答えなさい。なお、以下の税率は本問の計算上の設定である。

- ・ 課税価格: 2,345,678 円
- ・ 当該貨物に係る関税率表上の税率は、基本税率10%、暫定税率8% である。
- ・ 当該貨物は、世界貿易機関(WTO)の加盟国を原産地とする貨物であり、協定税率は6% である。
- ・ 当該貨物について適用可能な経済連携協定に基づく税率はない。



問 117 【計算式】 関税額の計算(EPA 税率の適用)

次の輸入貨物について納付すべき関税額を計算し、その額を答えなさい。なお、以下の税率は本問の計算上の設定である。

- ・ 課税価格: 6,543,210 円
- ・ 当該貨物に係る税率は、基本税率 5%(暫定税率なし)、協定税率 4.3% である。
- ・ 当該貨物は CPTPP 締約国であるオーストラリアの原産品であり、CPTPP に基づく税率は 3.2% である。輸入者は有効な原産品申告書を税関長に提出しており、CPTPP に基づく税率の適用に必要な要件はすべて満たされている。

問 118 【計算式】 過少申告加算税の計算(加重措置を含む)

次の場合に課される過少申告加算税の額を計算し、その額を答えなさい。

- ・ 輸入者は、輸入貨物につき期限内に輸入(納税)申告を行い、納付すべき関税額 400,000 円を納付して輸入の許可を受けた。
- ・ その後、税関の調査により課税価格の誤りを指摘され、更正があるべきことを予知して修正申告を行った。この修正申告により新たに納付すべき関税額は 1,230,000 円である。
- ・ 当該輸入者に重加算税の対象となる事実はない。

問 119 【計算式】 無申告加算税の計算(期限後特例申告・繰返しに係る加重措置)

次の場合に課される無申告加算税の額を計算し、その額を答えなさい。

- ・ 特例輸入者である輸入者は、特例申告書をその提出期限までに提出せず、税関の調査があったことにより決定があるべきことを予知して、期限後特例申告書を提出した。この期限後特例申告により納付すべき関税額は 820,000 円である。
- ・ 当該輸入者は、この期限後特例申告書の提出があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間(3 年前)に、関税について無申告加算税を課されたことがある。その無申告加算税は、決定があるべきことを予知して提出した期限後特例申告書に係るものであり、繰返しに係る加重措置の判定から除外されるものではない。
- ・ 当該輸入者に重加算税の対象となる事実はない。

問 120 【計算式】 延滞税の計算

次の場合に納付すべき延滞税の額を計算し、その額を答えなさい。

- ・ 輸入者は、輸入の許可を受けた貨物について修正申告を行い、新たに納付すべき関税額 1,234,500 円を修正申告の日に全額納付した。
- ・ 当該関税の法定納期限(輸入の許可の日)の翌日から納付の日までの日数は 73 日である。
- ・ 延滞税の割合は、本問の計算上の設定として年 2.4% とし、1 年は 365 日として計算する。

問 121 【計算式】 修正申告に伴い納付すべき関税額の計算

次の場合に、修正申告により新たに納付すべき関税額を計算し、その額を答えなさい。

- ・ 輸入者は、課税価格を 3,456,789 円、関税率を 4%(本問の計算上の設定)として輸入(納税)申告を行い、これにより算出される関税額を納付して輸入の許可を受けた。
- ・ その後、課税価格に加算すべき費用の申告漏れが判明し、正しい課税価格は 4,321,098 円であった。関税率 4% に誤りはない。
- ・ 輸入者は修正申告を行うこととした。

問 122 【計算式】 納付すべき関税・消費税・地方消費税の合計額の計算

次の輸入貨物について納付すべき関税、消費税及び地方消費税の合計額を計算し、その額を答えなさい。

- ・ 課税価格(関税の課税標準となる価格): 1,870,543 円
- ・ 関税率: 7%(従価税率。本問の計算上の設定)
- ・ 消費税率: 7.8%(標準税率の国税分)、地方消費税率: 消費税額の 78 分の 22



- ・ 当該貨物には、関税及び消費税・地方消費税以外に課される内国消費税はない。

